

議案説明書

【8月22日開催分】

令和6年9月定例会

令和6年度生駒市議会第4回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年8月22日(木) 午後1時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

報告第9号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
議案第52号	令和6年度生駒市一般会計補正予算(第4回)
議案第53号	令和6年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第1回)
議案第54号	令和6年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)
議案第55号	生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について
議案第57号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第59号	生駒市体育施設条例及び生駒市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第62号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第63号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第64号	生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号	財産の取得について
議案第66号	奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
議案第67号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
議案第68号	奈良広域水質検査センター組合の解散について
議案第69号	奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
議案第70号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

総務部長	小林弘幸	財務部長	岡田 敬	地域活力創生部長	川島健司
福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵	建設部長	米田尚起
都市整備部長	清水一彦	上下水道部長	岡村祥宏	教育部長	鍬田明年
生涯学習部長	坂谷 操				

報告第9号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【教育部】

本件は、俵口幼稚園敷地内において、駐車場を利用していた車両に損傷を与えたことについて、この度示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年7月26日付けで専決処分をし、同法同条第2項の規定により、報告するものです。

事象の概要は、俵口幼稚園園舎裏側の職員駐車場に駐車中の幼稚園教諭の車を草刈り作業中の飛び石により、窓ガラスを損傷させたものです。

なお、今回の損害賠償額については、破損した窓ガラスの修繕等にかかる費用として、38万600円で相手側と合意しており、この費用は、本市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険から全額支払われました。

議案第52号 令和6年度生駒市一般会計補正予算（第4回）

【総務部】

款2総務費、項1総務管理費、目一般管理費の節10需用費において、消耗品費として2964万5000円、節17備品購入費において情報用備品として5648万1000円、合計8612万6000円の増額補正をするものです。

これは、全国的に推進中の基幹系システムの標準化・共通化の取り組みにおいて、国が作成する標準仕様書等の遅れにより、全体スケジュールが見えない状況でありましたが、本市システムの移行時期が令和7年11月と決まったことから、パソコン設定作業やシステムの動作検証を早期に実施する必要があることが判明したため、令和7年度に調達を予定していた住基系パソコン350台を令和6年度に前倒しで購入するものです。

【財務部】

令和5年度決算において生じた一般会計の剰余金「16億4315万7000円」のうち、地方財政法の規定に基づきその2分の1を下らない額について、積み立て又は地方債の繰上償還の財源に充てる必要があります。

このため、当該剰余金の半分について、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費の節24積立金で、6億6691万2000円を「公共施設等総合管理基金」に積み立てるとともに、款10公債費、項1公債費、目1元金の節22償還金利子割引料で、1億5466万7000円の「地方債の繰上償還」をするための補正予算をお願いするものです。

これらの財源としては、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金を補正いたします。

【地域活力創生部】

款5産業経済費、項2商工費、目2商工振興費について、生駒市テレワーク&インキュベーションセンターが設置されている、「アコールいこまもやい館」の外壁等改修に係る経費として、4964万3000円を計上しています。

「アコーいこまもやい館」については、平成16年の竣工から約20年を経過し、外壁タイルやシーリングに経年劣化が見られるところがあり、今年度に入り、一部の外壁タイルの剥離や館内への雨漏りが発生しており、施設利用にも支障をきたしていることから、外壁タイルの撤去及び塗装改修と外壁シーリング打替の改修を行うものです。

予算の内訳は、外壁等改修に係る工事請負費が4950万円、アスベスト含有調査に係る委託料が14万3000円で、財源については、公共施設等総合管理基金繰入金を充当するものです。

【福祉部】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）に基づく障害者相談支援事業について、本市では障がいの種別に応じ、4つの社会福祉法人への委託により実施していますが、この事業について、消費税の課税対象であるにもかかわらず、非課税として取り扱っていたため、過年度修正申告に伴う消費税相当額等について追加で支払いを行うものです。

今回の経緯ですが、令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省からの事務連絡文書において、障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等については、社会福祉法上に基づく社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象であることが示されました。

また、令和6年4月26日に厚生労働省及び国税庁が開催した自治体説明会において、同事業は消費税の課税対象であることに加え、過去分の消費税や延滞税の支払い対応した自治体が一定程度あることを踏まえ、委託先の事業者の負担が生じないように適切に対応することが求められました。

これらを受けて、同事業について精査したところ、当該事業の社会福祉法上の取扱いについて明確に周知されていなかったこともあり、委託先の法人との間に締結した契約において、消費税を非課税として取り扱っていたことが判明しましたことから、これに係る消費税及び延滞税について委託先の法人に支払うため（委託先の法人が税務署に納付するため）、2748万6000円を計上しています。

次に、目6介護保険費、節27繰出金において、低所得者保険料軽減負担金の、国・県・市からの過年度追加交付分を介護保険特別会計への繰出金として200万7000円を計上しています。

なお、財源については、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金として100万4000円、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金として50万2000円を過年度分の追加交付として計上しています。

【子育て健康部】

奈良県において、光熱費等の高騰の影響を受けた医療機関等に対し、医療提供の負担を軽減し、安心して医療を受けることができる体制を確保するため、奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付事業を実施されることを受け、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費において、378万円の増額補

正をお願いするものです。

光熱費等及び入院患者食材料費の支援に係る県給付事業の給付対象としては、光熱費等支援分については生駒市立病院を含む公立病院は県給付事業の対象外とされたことから、市単独事業として実施するものです。

給付額については、県給付事業の算定方法である1床あたり1万8000円を適用し、生駒市立病院の許可病床数210床掛ける1万8000円の378万円としています。なお、入院患者食材料費の支援については公立病院も県給付事業の対象とされていることから、病院事業会計補正予算にて計上するものです。

【教育部】

初めに、款3民生費、項1児童福祉費、目1児童福祉総務費において、目全体の増額補正額が5918万2000円となりますが、順次その内容を説明いたします。

まず、児童手当の支給対象が高校生まで拡充されるなど制度が改正されることに伴い、支給事務に対して国補助が措置されることとなったため、495万6000円の増額補正を行うこととしています。

内訳は、会計年度任用職員の人件費に関して、節1報酬が185万3000円、節3職員手当等が69万6000円、節4共済費が54万9000円、節8旅費が6万1000円で小計315万9000円と節10需用費として事務用品等の消耗品費が20万2000円、節11役務費として郵便代の159万5000円で、これら合計が495万6000円となります。

財源となる歳入は、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金で全額が措置されます。

続いて、同じく節18負担金補助及び交付金です。

私立保育園の保育士の確保対策として令和5年度から給付を開始した『保育士処遇改善給付金』について、対象者が見込みより少なかったことから、令和6年度の執行見込みにより不用額が見込まれる2000万円の減額補正を行うものです。

次に、節22償還金利子及び割引料については、過年度償還金として、

- ・ 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業費
- ・ 助産施設保護措置費
- ・ 子育てのための施設等利用給付県費交付金
- ・ 保育対策総合支援事業費補助金
- ・ 子ども・子育て支援交付金
- ・ 施設型給付費等県費交付金
- ・ 子どものための教育・保育給付交付金

の超過交付分の償還として7422万6000円を計上しています。

次に、目3保育所費については、ひがし保育園において、例年雨漏りの部分補修を行ってきましたが、今年度も雨漏りが発生し被害が拡大しており、前回改修から15年経過していることから、早急に全面的な改修による対応により施設の

長寿命化を図るため1898万6000円の増額補正を行うものです。

財源としては、款19繰入金、項1基金繰入金、目7公共施設等総合管理基金繰入金で全額を措置いたします。

次に、目4母子父子福祉費、節22償還金利子及び割引料については、過年度償還金とし、母子家庭等対策総合支援事業補助金の超過交付分663万3000円を計上しています。

次に、款8教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、真弓小学校図書室のエアコンについて不具合がでており取り替える必要があることから、775万5000円を、項3中学校費、目2学校管理費では、生駒中学校の校内サポートルームとして使用している教室にエアコンを設置することから、377万3000円を、それぞれ増額補正するものです。

財源としては、款19繰入金、項1基金繰入金、目9公共施設整備基金繰入金で全額の1152万8000円を措置いたします。

次に、款8教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節22償還金利子及び割引料ですが、過年度償還金として、令和5年度子どものための教育・保育給付交付金の超過交付分の償還39万7000円を計上しています。

最後に、債務負担行為の追加です。

まず、上中学校の長寿命化改修にあたり、当初は令和7年度に仮設校舎の関係手続を進める予定でしたが、令和9年度に完了するために今年度中に入札契約等の手続を進める必要があることから2億8061万円を、次に、中学校の教科書改訂により、令和7年度4月から使用する中学校教師用教科書・指導書を購入する必要がありますが、令和7年度当初予算では発注及び契約等の手続の暇がないため、今年度中に手続を進められるよう6000万円を、次に、新年度早期に学校尿検査を実施するにあたり、入札契約等の手続を今年度中に進める必要があることから300万円を、それぞれ債務負担行為の設定をするものです。

【生涯学習部】

款8教育費、項5社会教育費、目7文化財保護費、節12委託料については、学研高山地区第2工区における埋蔵文化財包蔵地にて、今年度中にもう1カ所の試掘調査を追加で行うために、調査に係る委託料535万7000円の増額補正をお願いするものです。

学研高山地区第2工区南エリアにおいては、埋蔵文化財の試掘調査を行う必要がある地点が3カ所あり、文化財保護法及び奈良県埋蔵文化財事務処理要綱等の規定に基づき、当該エリアの事業推進にあたってこの3カ所の試掘調査を早期に行っていく必要があります。

このうち1カ所については今年度当初予算にて試掘調査の経費を計上し、現在調査を進め上半期中に完了する目途がたっていますが、残る2カ所のうち1カ所についても円滑な事業推進に向け計画的に調査を行っていくため、このたびの補正予算において試掘調査費用を計上し、調査を進めていくものです。

議案第53号 令和6年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【福祉部】

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに1億2921万4000円を追加し、総額104億5025万6000円とする補正をお願いするものです。

歳出としては、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として、介護給付費等の、国・県・診療報酬支払基金からの過年度の追加交付分を介護給付費準備基金へ積み立てるため、追加交付分の6996万7000円を計上しています。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金において、国・県・診療報酬支払基金への前年度の精算返還金として、5924万7000円を計上しています。

歳入としては、先述の介護給付費準備基金積立金の財源として、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金として837万2000円、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金として5958万8000円、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4低所得者保険料軽減繰入金として200万7000円を過年度分の追加交付として計上しています。

次に、前年度の超過交付分の返還分の財源については、款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として、5924万7000円の繰り入れを計上しています。

議案第54号 令和6年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）

【子育て健康部】

一般会計補正予算において説明いたしました、奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付事業が実施されることを受け、「光熱費等」に対する支援として許可病床数（210床）×1万8000円の計378万円「入院患者食材料費」の高騰に対する支援として、許可病床数（210床）掛ける3200円の計67万2000円の合計445万2000円について、病院事業会計の収益的収入及び支出の増額補正をお願いするものです。

まず、第2条。収入として、「光熱費等」に対する支援として、一般会計補助金378万円及び「入院患者食材料費」の高騰に対する支援として、県補助金67万2000円を追加計上したことにより、第1款病院事業収益、第2項医業外収益に445万2000円を計上し、病院事業収益として、計6億399万6000円としています。

支出としては、経費として市立病院への交付金445万2000円を追加計上したことにより、第1款病院事業費、第1項医業費用として、445万2000円を計上し病院事業費を、5億4275万7000円としています。

また、一般会計補助金として378万円を追加計上することから、第3条において、予算第7条（他会計からの補助金）中、「280万2000円」を「658万2000円」に増額するものです。

議案第 55 号 生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 56 号 生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

【総務部】

まず、議案第 55 号についてですが、本条例は、近年、社会的にカスタマーハラスメントが問題視される中、7月に本市で実施した「ハラスメントに関するアンケート調査」から本市においてもカスタマーハラスメント対策の必要性が確認できたことから、カスタマーハラスメント対策の一環として、不当要求行為への適切な対応を明確にするとともに、附属機関である生駒市法令遵守委員会に対し、要望等が不当要求行為に該当するかの判断と、不当要求であった時の講ずべき措置について諮問答申を行う旨を明確にするため、法令遵守推進条例の一部を改正するもので、施行期日は、令和 6 年 10 月 1 日としています。

なお、本条例改正は、カスタマーハラスメント対策の一部であり、これによりすべての対応をするものではなく、合わせて対応マニュアルや相談体制の整備や、ハード面、ソフト面における対策を行っていくものです。

次に、議案第 56 号についてですが、本条例については、本市の職員に対するさらなるハラスメントに関する防止等の体制強化に向け、令和 6 年 3 月定例会において、「生駒市ハラスメントの防止等に関する条例」を提出しましたが、閉会中の継続審査となり、その後、令和 6 年 6 月定例会において条例案を撤回したことから、職員のハラスメントに関する現状把握を行ったのちに、改めて条例案を見直し、提出するものです。

3 月議会で提案したのものから、7月に行った「ハラスメントに関するアンケート調査」の結果を踏まえ、大きく変更した点は、5 点です。

一つめに、ハラスメントから守る対象を、議員を含めたものに、二つめに、ハラスメントに関する理念や、防止、根絶に努める決意を示す前文を追加、三つめに、ハラスメントの認定を諮問する「ハラスメント審査委員会」に、防止についても諮問する機能を持たせ、「ハラスメント認定・対策委員会」に変更、四つめに、相談者に対するメンタルケアについての記述を追加、五つめに、ハラスメントの事実が認定された後の措置についての規定を追加しました。

なお、施行日については令和 6 年 10 月 1 日としています。

議案第 57 号 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 58 号 督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【財務部】

まず、議案第 57 号についてですが、本議案については、令和 6 年 3 月 30 日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、本年 3 月 31 日に専決処分により条例改正を行った残りの部分について、改正を行うものです。

今回の改正内容は、寄付金控除の対象である公益信託制度が改正されたことに

より、寄付金控除の対象が拡大されるものです。

公益信託制度とは、財産を有する個人や企業などが公益目的のため、その財産を信託銀行等の受託者に託し、管理、処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度です。

この度の公益信託制度改革においては、公益信託について、現行制度より利用しやすい制度へと移行し、民間公益のより一層の活性化を図る目的から、令和6年5月、主務官庁制を廃止し、行政庁が認可を行う制度へと改めること、金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産として、助成以外の公益的な活動が行えること、信託会社等に加え、公益法人やNPO法人等が公益信託の受託者となることができるようになる旨の見直しが行われました。

この見直しにより、所得税法及び地方税法の寄付金税額控除に係る規定の整備が行われたことから、これらの改正に伴い、生駒市税条例においても、所要の改正を行うものです。

公益信託の対象範囲は拡大しますが、個人住民税寄附金税額控除につきましては、寄付された金額に対する控除であること、県の条例において指定された寄付金が、本市において寄付金控除の対象となることに変更はありません。

なお、令和6年度以前において、生駒市では、公益信託に関わる寄付金控除の適用はありません。

施行期日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日とされ、令和9年1月1日が予定されています。

また、私立学校のガバナンスを強化することを目的に、令和5年5月、私立学校法の一部が改正されたことを受け、その引用箇所についても、所要の改正を行うもので、これについての施行期日は、令和7年4月1日としています。

次に、議案第58号についてですが、本件条例には、2つの内容が含まれています。

まず、一つ目は、督促手数料を廃止するというものです。

市税の納付においては、令和5年度に地方税統一QRコードが導入され、その後は、地方税統一QRコードが記載された納付書であれば納期限が過ぎた後であっても、金融機関で督促手数料を払わなくても、そのまま納付できるようになっています。

このため、当初の納付書で、納期限が過ぎた後に金融機関で納付した場合、以前のように督促手数料を徴収することが困難になっており、督促状により、督促手数料を納付した納税者との間に不公平が生じることとなります。

こうした事情も考慮のうえ、今般、督促手数料の徴収をしないこととするため、市税条例の改正を行うものです。

また、市税以外の後期高齢者医療保険料、介護保険料、道路占用料、下水道事業受益者負担金をはじめとする、その他の公債権についても、統一的に督促手数料の徴収をしないようにするため、関係条例を改正するものです。

なお、督促手数料を徴収しなくなった場合においても、督促状は引き続き発送いたします。

次に、二つ目は、「市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」においては、延滞金の率や基準が市税と異なっていましたが、今回の改正に合わせて見直し、市税に合わせるよう条例を改正するものです。

なお、施行期日は令和7年4月1日としています。

議案第59号 生駒市体育施設条例及び生駒市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

【生涯学習部】

滝寺公園プールは、市民プールとして令和元年まで、夏期に開放を行い、多くの市民の皆様にご利用いただけてきました。

しかしながら、昭和48年に開設されてから51年が経過し、経年劣化による老朽化が進み、安全性を担保した状態で再開するためには、大規模な改修が必要となる状況です。

また、開設にあたって必要となるプール監視員や看護師等の人材確保において、全国的な労働力不足から難しい側面が出ており、利用者の皆様に安全で安心してご利用いただく環境が整わない懸念も出てきています。

滝寺公園プールの利用者数の推移をみますと、平成24年をピークに減少しており、夏期のみ開設の屋外プールの需要の低下もみられます。

こうしたことから、「生駒市公共施設マネジメント推進計画」及び「生駒市個別施設計画」に基づき、滝寺公園プールを令和7年3月31日で廃止することとし、「生駒市体育施設条例」及び「生駒市都市公園条例」から、「滝寺公園プール」にかかる記載を削除する改正を行い、施行日は令和7年4月1日としています。

また、今回の作業を行う中で、「生駒市都市公園条例」において、修正が必要な個所が判明しましたので、この際、併せて改正いたします。「生駒市都市公園条例」の第8条第2項「使用料」については「利用料金」も含まれることから「使用料等」に、同項第4号「奈良県生駒健民運動場」を「生駒市健民グラウンド」に修正し、別表第1滝寺公園の有料公園施設として「生駒市健民テニスコート」を追加するものです。これらについては、公布の日を施行日としています。

議案第60号 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【教育部】

本条例については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正され、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、国の基準のとおり改正するもので、公布の日を施行日としています。

なお、本市においては、本条例の対象となる小規模保育事業所、事業所内保育事業所で、満3歳以上の児童の受け入れを行っている事業所がないため、改正による影響はありません。

議案第 6 1 号 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 2 号 生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【子育て健康部】

まず、議案第 6 1 号についてですが、ひとり親家庭等医療費助成制度では、児童扶養手当法施行令の規定による所得制限を設けておりますが、令和 6 年 1 1 月 1 日付けで、同施行令規定の所得基準等の条項が変更されることから、生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第 3 条の 3 において所要の改正を行うもので、施行日は令和 6 年 1 1 月 1 日としています。

次に、議案第 6 2 号についてですが、令和 5 年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）が公布され、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、同法により国民健康保険法第 1 2 7 条第 1 項が改正されることになったため、同項に基づく生駒市国民健康保険条例第 1 0 条においても所要の改正を行うもので、施行日は令和 6 年 1 2 月 2 日としています。

議案第 6 3 号 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【都市整備部】

この度の対象地区は、「学研生駒テクノエリア北西地区」、「学研生駒テクノエリア南地区」の 2 地区で、本年 7 月に都市計画決定した地区計画について、実効性を高めるため、条例の改正を行うものです。

各地区の位置ですが、「学研生駒テクノエリア北西地区」は、北田原町準工業地域内の北部、ひかりが丘住宅地の北西方向に位置する、約 1 2. 7 ha の区域であり、「学研生駒テクノエリア南地区」は、北田原町準工業地域内の南部、国道 1 6 3 号線の北側に位置する、約 2. 6 ha の区域です。

条例で定める建築物の制限内容で、両地区とも建築用途、敷地面積、壁面位置、建蔽率、緑化率を制限しています。また、「学研生駒テクノエリア南地区」については、住宅や福祉施設などが隣接していることから、工場系の用途を制限するため、(5) の倉庫業を含む倉庫、(1 2) の別表第 3 に記載する工場、(1 3) の別表に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物についても制限しています。

なお、施行日は、公布の日としています。

議案第 6 4 号 生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

【建設部】

生駒山麓公園では、令和 6 年 7 月 1 日から指定管理者が変更となり、社会福祉事業者が指定管理者から外れたことに伴い、平成 2 6 年度から積極的に実施して

いる障がい者就労支援を引き続き行うため、施設全体の配置変更等が必要となります。

生駒市都市公園条例の改正については、現在、生駒山麓公園において、社会福祉施設が占用を許可される範囲は「生駒山麓公園ふれあいセンター内に設ける社会福祉施設」として、使用料が定められています。が、「生駒山麓公園内に設ける社会福祉施設」に改正することで、指定管理者として使用されていたアスレチック事務所横のスペースを引き続き使用することができ、就労者の働きやすい環境づくりに寄与するものです。

また、生駒山麓公園ふれあいセンター条例の改正については、指定管理者として使用されていたふれあいセンター内2階事務所奥を公園利用者に開放し、3階の研修室を社会福祉施設とすることで、就労者が安心して業務に取り組めると同時に、公園利用者も快適に利用できるようにするもので、当該研修室の施設使用料の表を改正するものです。

なお、本条例の施行日は、令和6年10月1日としています。

議案第65号 財産の取得について

【総務部】

本案については、令和元年度までに導入した「職員が一般事務に利用するパソコン」を更新するため、ノートパソコン400台と液晶ディスプレイ300台、附属品、セットアップ作業を含む購入を行うものです。

購入にあたり、生駒市物品・委託業者に登録されている業者を対象に、予定価格5305万1900円で、7月22日に事後審査型条件付一般競争入札を行った結果、3者の入札があり、『大塚商会 LA関西営業部』が税込み5177万5900円で落札し、事後審査を経て、納入期限を令和7年1月31日までとし、8月14日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は97.59%でした。

議案第66号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について

議案第67号 奈良広域水質検査センター組合理約の変更について

議案第68号 奈良広域水質検査センター組合の解散について

議案第69号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

【上下水道部】

まず、議案第66号についてですが、県域水道一体化については、令和5年4月1日に法定協議会としての奈良県広域水道企業団設立準備協議会が発足し、令和7年4月の事業統合に向け関係地方公共団体と引き続き詳細な検討・協議を行っています。

今回、地方自治法第282条第2項の規定により奈良県広域水道企業団を設立することについて、本年7月29日に行われた第5回奈良県広域水道企業団設立準備協議会において了承された奈良県広域水道企業団規約により関係地方公共団

体と協議することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第67号についてですが、奈良広域水質検査センター組合は、水質検査を共同で行うことを目的として平成7年4月に発足した一部事務組合です。

先述の議案第66号の「奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」に関連し、奈良広域水質検査センター組合については、一部事務組合としての役割を令和7年3月31日をもって終えることとなりますので、解散による事務の承継を行うために所要の規約の変更をするもので、規約の変更にあたり地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第68号についてですが、こちらについても、議案第66号の「奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」に関連し、奈良広域水質検査センター組合については、一部事務組合としての役割を令和7年3月31日をもって終えることとなりますので、議決をもちまして解散に向けた協議を奈良広域水質検査センター組合を構成する35市町村1企業団で進めていくもので、解散に向けた協議を進めるにあたり地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第69号についてですが、議案第68号の「奈良広域水質検査センター組合の解散について」に伴い、財産処分について、構成団体と協議の上で定めるもので、財産処分に向けた協議を進めるにあたり地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

議案第70号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

【子育て健康部】

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の改正については、地方自治法第291条の11の規程により、関係する全市町村の議会の承認を経る必要があるため、一般の改正案を上程するものです。

この度の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることに伴い、奈良県後期高齢者医療広域連合規約で定める広域連合の処理する事務に関する規定において、所要の変更を行うものです。

議案説明書

【9月2日開催分】

令和6年9月定例会

令和6年度生駒市議会第4回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年9月2日(月) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

報告第10号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
報告第11号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
報告第12号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)

4 出席議員

福中眞美 白本和久 伊木まり子 塩見牧子 浜田佳資 竹内ひろみ
惠比須幹夫 成田智樹 吉村善明 片山誠也 改正大祐 神山さとし
山下一哉 加藤裕美 中嶋宏明 中尾節子 梶井憲子 辰巳綾子
芦谷真治 森雄亮 橋本宏淳 高杉千代子

5 説明のため出席した者

建設部長 米田尚起 教育部長 鍬田明年

報告第10号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【教育部】

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものです。内容としては、令和6年7月8日(月)の午後5時頃に発生した物損事故で、上町地内の上中学校グラウンド北側道路において、起こった事案です。野球部の練習においてティーバッティング中に生徒が打ち損じたボールが防球ネットを超えて走行中の車両にあたりボンネットを損傷させたものです。このたび、相手方と示談が成立しましたので、これにかかる補修費用として、49万4147円を損害賠償金として支払うものです。なお、損害賠償金については、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われることになっております。

報告第11号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

報告第12号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【建設部】

報告第11号については市道路肩の崩落により、同所を通行されていた歩行者が負傷されたものです。また、報告第12号については市道歩道横にあるグレーチング蓋が跳ねあがり、車両に損傷を与えたものです。それぞれについて、この度示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年8月27日に専決処分をさせていただき、同条第2項の規定により、報告するものです。

事象の概要ですが、まず、報告第11号については令和5年10月6日に谷田町地内、市道谷田町地内6号線において、夜間に同所を通行されていた歩行者が市道の路肩の崩落部に足を取られて転倒し、負傷されたものです。本件の損害賠償額については、市の管理責任としての過失割合が40%となり、17万2473円で相手側と合意しております。

つづきまして、報告第12号については本年7月9日に上町地内、市道奈良阪南田原線において、車両で市道から店舗に進入される際、歩道横にある雨水枡を通過したところ、グレーチング蓋が跳ねあがり、車両左側前タイヤ周りを損傷させたものです。本件の損害賠償額については、市の管理責任としての過失割合が100%となり、27万7464円で相手側と合意しております。なお、当該2箇所とも事象発生後応急復旧しており、引き続きパトロールなどにより他の市道においても、安全確認に努めてまいります。また、この費用は、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額支払われることとなります。

議案説明書

【9月5日開催分】

令和6年9月定例会

令和6年度生駒市議会第4回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年9月5日(木) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第79号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について
--------	------------------------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

総務部長 小林弘幸

議案第79号 生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について

【総務部】

本議案に係る施設については、令和7年3月31日をもって、現在の指定の期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場、生駒駅北自転車駐車場、生駒駅南自転車駐車場、谷田自転車駐車場、谷田第2自転車駐車場及び谷田第3自転車駐車場の7施設です。

次に、指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地は、株式会社アーキエムズ、京都市中京区両替町御池上る瀧池町449番地1です。

最後に、指定の期間は、(1)谷田第3自転車駐車場、令和6年10月1日から令和17年3月31日までの10年6月間、(2)生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場、生駒駅北自転車駐車場、生駒駅南自転車駐車場、谷田自転車駐車場及び谷田第2自転車駐車場については、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

本議案に係る自転車駐車場の指定管理者候補者の選定に当たっては、生駒市プロポーザル審査委員会を設置し、審査、選定を行いました。指定管理者候補者の選定については、指定管理者制度に関する指針に基づき令和6年6月24日から7月22日まで募集したところ、2団体からの応募があり、8月5日に2次審査（プレゼンテーション等）を行い、候補者を選定しました。

議案説明書

【9月13日開催分】

令和6年9月定例会

令和6年度生駒市議会第4回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年9月13日(金) 午後1時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

報告第 13 号	令和5年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について
報告第 14 号	令和5年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について
議案第 71 号	令和5年度生駒市一般会計決算の認定について
議案第 72 号	令和5年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について
議案第 73 号	令和5年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について
議案第 74 号	令和5年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第 75 号	令和5年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 76 号	令和5年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 77 号	令和5年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 78 号	令和5年度生駒市病院事業会計決算の認定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	領家 誠	総務部長	小林弘幸	財務部長	岡田 敬
地域活力創生部長	川島健司	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦	上下水道部長	岡村祥宏
消防長	金田和彦	教育部長	鍬田明年	生涯学習部長	坂谷 操
議会事務局長	市川 豊	財政課長	日高興人		

【令和5年度決算の総括と一般会計の歳入歳出全般の概要を「令和5年度決算の概要」に基づき説明】

初めに、一般会計「1普通会計決算規模」は、歳入が「456億200万円」、執行率は「95.5%」、対前年度比では「9億7300万円」、「2.2%」の増額となりました。

歳出は「437億700万円」、執行率は「91.5%」、対前年度比では「12億9700万円」、「3.1%」の増額となりました。

歳入については、県支出金において、新型コロナウイルス感染症医療体制整備事業の縮小による減収や、令和4年度実質収支が減額となったことによる繰越金の減収があったものの、地方交付税において、国の補正予算等による普通交付税の増額や、市債において、清掃センター基幹的設備改良事業に対する借入により増収となり、全体として増収となりました。

歳出については、積立金において、令和4年度実質収支が減額となったことにより基金への積立金額が減少、補助費等において、新型コロナウイルス感染症医療体制整備事業の縮小により補助額が減少となったものの、住民税非課税世帯等に対する給付金給付事業による扶助費の増加や、普通建設事業費において、清掃センターの基幹的設備改良工事等による増加があり、全体の支出額は増加となりました。

決算収支の推移については、令和5年度の実質収支は「16億4300万円」の黒字となっています。一方、単年度収支は、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて算出しますが、前年度の実質収支の「19億7400万円」を全て予算化し、光熱水費の高騰への対応や、公共施設の改修、基金への積立等を行った結果、「3億3100万円」の赤字となりました。

次に、特別会計については、令和5年度決算における4つの特別会計は、全て黒字または収支均衡となりました。

財政の状況については、「2財政関係指標」のうち、経常収支比率は、「90.2%」で、前年度より0.1ポイント上昇しました。これは、歳出において、給与改定等による人件費や物価高騰等による物件費が増加したことにより全体として増となったものの、歳入においても、市税や県税交付金、普通交付税等が増加したことにより全体として増となりほぼ横ばいとなりました。

次に、社会保障関係費の推移については、令和5年度決算「94億4800万円」を令和4年度決算と比較すると「6億8900万円」の増額となりました。これは、保育士の人件費が人事院勧告により改定されたことに伴い、各保育施設に負担している施設型給付費等負担金が大幅に増加したこと、子ども医療費助成の対象を拡大したこと、障がい福祉サービスの給付費の増があったこと等によるものです。社会保障関係費については、少子高齢化、人口減少が続いていく中、今後も増加していくものと考えています。

財政運営において、原油高や物価高騰対策に引き続き取り組んでいくとともに、税収においては、大幅な増収が見込まれない中、少子高齢化、人口減少への対応

だけでなく、新たな市民ニーズに応え、投資への余力を確保していく必要があります。

そのためにも、既存事業の見直しを行い、将来世代に過大な負担を負わせない健全な財政運営を続けていくことが重要であると考えています。

続いて、企業会計のうち、水道事業会計については、「2 損益収支」において、事業収益は、「26億2400万円」、事業費は、「25億5100万円」となりました。

この結果、当年度純利益は、「7200万円」となり、前年度繰越利益剰余金と合わせた、当年度未処分利益剰余金は、「7億6300万円」となりました。

次に、企業会計のうち、下水道事業会計についてですが、「2 損益収支」において、事業収益は、「26億4700万円」、事業費は、「22億円」となりました。

この結果、当年度純利益は、「4億4700万円」となり、前年度繰越利益剰余金と合わせた、当年度未処分利益剰余金は、「9億1800万円」となりました。

次に、病院事業会計については、「2 損益収支」において、事業収益が、医業外収益では新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補助金の減少により、対前年度比「8億7900万円」減の「7億9700万円」、事業費は、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る指定管理者へ運営交付金の支出額の減少により、対前年度比「9億300万円」減の「7億1400万円」となりました。

この結果、当年度純利益は、「8300万円」となり、繰越利益剰余金を合わせた当年度未処理欠損金は、「7億5500万円」となりました。

続いて、「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」15ページ、「Ⅱ決算内訳表」の「1 会計別総括表」において、「1 一般会計」の歳入決算額は「456億200万円」、歳出決算額は「437億700万円」、形式収支が「18億9600万円」となり、翌年度への繰越財源「2億5200万円」を差し引き、実質収支は、「16億4300万円」の黒字となりました。

次に、「2 特別会計」のうち、「(1) 公共施設整備基金特別会計」については、歳入・歳出とも決算額は、「19万4000円」となりました。これは、基金利子等を、公共施設整備基金に積み立てたものです。

次に、「(2) 介護保険特別会計」については、歳入歳出とも同額の決算となりました。

次に、「(3) の国民健康保険」においても、歳入歳出とも同額の決算となりました。

最後に、「(4) の後期高齢者医療特別会計」の、実質収支「900万円」の黒字については、翌年度へ繰り越ししました。

続いて、16ページ「2 一般会計歳入決算額内訳表」について、主として予算現額と収入済額との乖離の大きい項目を説明します。

まず、款1の市税ですが、対予算現額比、「2億600万円」の増額となりました。個々の税目ごとの内訳については、17ページの「(2) 市税内訳」において、

市民税全体で「1億3100万円」の増、固定資産税で「6000万円」の増となりました。

次に、款5の株式等譲渡所得割交付金は、対予算現額比、「1億470万円」の増、款11の地方交付税は、国税収入の増加に伴う政府の補正予算等により、対予算現額比、「7億8600万円」の増となりました。

次に、款15の国庫支出金は、対予算現額比、「14億1700万円」の減となりました。これは、介護給付費等負担金をはじめとする民生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金をはじめとする衛生費国庫負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする総務費国庫補助金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめとする衛生費国庫補助金、社会資本整備総合交付金をはじめとする土木費国庫補助金等の減が主な要因です。

次に、款16の県支出金では、対予算現額比、「3億4400万円」の減となりました。これは、介護給付費等負担金をはじめとした民生費県負担金、地域生活支援事業補助金をはじめとした民生費県補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金をはじめとした衛生費県補助金の減が主な要因です。

次に、款19の繰入金は、基金の繰入額を削減したことにより減となりました。

最後に、款22の市債では、対予算現額比、「5億6700万円」の減となりましたが、これは借入額の縮減、事業費の減、令和6年度への事業の繰越によるものです。

以上により、予算に対する執行率は「95.5%」、前年度比は「102.2%」となりました。

次に、18ページ「3一般会計歳出—決算額内訳表」については、歳出の不用額の大きなところ、その主な内容について説明します。

まず、款3の民生費において、「8億2000万円」の不用額が生じている内訳としては、障がい者支援事業費で「2億5400万円」、私立保育所運営等助成費で「8900万円」、国民健康保険特別会計繰出金で「5000万円」などの不用額が生じています。

次に、款4の衛生費においては、「6億600万円」の不用額が生じている内訳としては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で「1億5500万円」、病院事業費で「1億300万円」などの不用額が生じています。

以上が、決算内訳表の概要です。

続いて、32ページから36ページ「2各種財政指標」について説明します。

まず「(1) 財政力指数」については、令和5年度は単年度が「0.72」、3ヵ年平均が「0.74」と、単年度で0.02、3ヵ年平均で0.03ポイント減となりました。

これは、基準財政収入額については配当割交付金や地方消費税交付金等の増により全体として増額となったものの、基準財政需要額において、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費等の影響から基準財政収入額の増を超える、大幅な増額となったことによるものです。

次に「(2) 経常収支比率」については、令和5年度は「90.2%」となり、

令和4年度と比較しますと0.1ポイント上昇しました。これは、令和5年度は前年度と比較して、歳出が、給与改定等による人件費や物価高騰等による物件費が増加したことにより全体として増となったものの、歳入において、市税や県税交付金、普通交付税等が増加したことにより全体としてこちらも増となり、経常収支比率としてはほぼ横ばいとなったものです。

次に、33ページの「(3)健全化判断比率」については、「①実質赤字比率」が、「マイナス6.60%」となり、令和4年度は「マイナス8.05%」でしたので、黒字の比率が縮小しました。理由は、記載しているような内容で、前年度と比較して歳入・歳出がそれぞれ増加した結果、歳入より歳出の増加が大きかったため黒字額（実質収支）が減少したものです。

次に、34ページの「②連結実質赤字比率」については、黒字の割合として「マイナス20.68%」となり、こちらも令和4年度と比較して、黒字の比率が縮小しました。これは、一般会計等など複数の会計で黒字額が減少したことなどによるものです。

次に、35ページの「③実質公債費比率」については、令和5年度の単年度の比率が、標準財政規模の増加、一般会計等の元利償還金の減少等により、前年度から改善し、3ヶ年平均においても、前年度「2.3%」から「1.9%」に0.4ポイント改善しました。

次に、36ページの「④将来負担比率」については、令和5年度は前年度と比べて、将来負担額において一般会計等の地方債現在高や公営企業債の償還に充てる繰出見込額等が減少するとともに、充当可能基金残高の増加等により充当可能財源等も増加し、7.0ポイント上昇しました。

続いて、41ページ「IVグラフによる財政の推移」から、主なところを説明します。

まず、「1 普通会計における歳入決算の推移」について、令和4年度と令和5年度を比較します。

初めに、自主財源において、「①市税」は「169億4200万円」から「171億3600万円」へ1億9400万円の増加となりました。

次に、「②繰入金」が「5億5800万円」から「10億1100万円」へ4億5300万円増加しているのは、減債基金、ふるさと生駒応援基金、公共施設等総合管理基金の繰入額によるものです。

次に、「③その他」の自主財源が「50億5000万円」から「40億200万円」へ10億4800万円減少していますが、これは、前年度からの繰越金が減少したことなどによるものです。

続いて、依存財源において、「④その他の依存財源」は「73億4100万円」から「67億7700万円」へ5億6400万円減少していますが、これは県支出金の減などによるものです。

次に、「⑤国庫支出金」は「80億6000万円」から「83億900万円」へ2億4900万円増加していますが、これは介護給付費等負担金や生活保護負担金等の民生費負担金や、循環型社会形成推進交付金等の衛生費国庫補助金が増加

したことによるものです。

次に、「⑥地方交付税」は「57億6700万円」から「62億6000万円」へ4億9300万円増加しているのは、臨時財政対策債振替額の減少に伴う増と、国税収入の増加に伴う政府の補正予算等によるものです。

最後に、「⑦市債」が「7億9600万円」から「19億7600万円」へ11億8000万円増加しているのは、清掃センター施設整備事業債によるものです。

続いて、42ページ「2普通会計における歳出決算（性質別）の推移」について、令和4年度と令和5年度を比較します。

初めに、人件費・扶助費・公債費のいわゆる義務的経費については、「①人件費」は、給与改定等により、前年度と比べて2億2000万円増加しています。

次に、「②扶助費」は、9億2300万円増加していますが、住民税非課税世帯等に対する給付金給付事業や障がい福祉サービス費、子ども医療費等が増額となったことによるものです。

次に、「③公債費」は、1億5800万円減少していますが、新規償還開始による増加分が、臨時財政対策債等の償還終了分による減少を下回ったこと等によるものです。

次に、「④物件費」は、ワクチン接種に伴う事業費の減があったものの、物価高騰の影響から各種委託料の増加や、給食材料経費の増により3500万円増加しています。

次に、「⑤繰出金」は、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の増により、前年度より1億6200万円増加しています。

次に、「⑥その他」は、補助費等の減や基金積立金の減等により19億2000万円減少しています。

最後に、「⑦投資的経費」は、前年度と比べて20億1800万円増加していますが、これは、清掃センター施設整備事業費によるものです。

続いて、43ページ「3積立基金現在高の推移」について、令和5年度と令和4年度を比較すると、「③減債基金」では、積立額が、繰入額を下回ったため1億6500万円減少、「④職員退職給与基金」では、取り崩しを行わなかったことで1億7500万円増加、「⑦公共施設等総合管理基金」では、決算剰余金の一部を積み立てたことなどで1億7800万円増加、「⑧こども未来基金」へも、決算剰余金の一部を積み立てたことにより、基金合計では3億8600万円増加しました。

その結果、令和5年度末における積立基金現在高は、「130億1800万円」となりました。

続いて、44ページ「4地方債現在高の推移」について、普通会計において、令和5年度は令和4年度と比較して、7億9800万円減の「136億500万円」となりました。

令和5年度は、新規に発行する地方債よりも償還額の方が大きいため、全体的に大幅に減少しています。

続いて、46ページから51ページで財務書類4表について説明します。

なお、この財務書類4表は、平成28年度決算から、国が示す統一的な基準に基づき、作成しています。

まず、46ページについては、財務書類4表それぞれの示す内容を記載しています。

続いて、47ページには、「(2) 財務書類4表の相関関係(一般会計等)」、「(3) 作成基準日」、「財務書類作成の対象となる会計の区分について」の説明を記載しています。

財務書類4表は、一般会計に公共施設整備基金特別会計を加えたうえで、令和6年3月31日を基準日として作成しており、市の財務書類のベースとなるものです。

なお、介護保険特別会計、水道事業会計や病院事業会計などの特別会計・公営企業会計、及び土地開発公社や一部事務組合などの外郭団体を加えた連結財務書類については、それぞれの書類が整い次第、今後作成します。

続いて財務書類4表の結果について説明します。

初めに、48ページ「(1) 貸借対照表」について、

表の左側の一番下の行の令和5年度の「資産合計」は「1660億6000万円」であり、その内、約8割を有形固定資産が占めています。

表の右側の下から2行目の、令和5年度の「純資産合計」となる「1438億800万円」については、これまでの世代で支払いが済んでおり、その上の行の「負債合計」となる「222億5200万円」をこれからの世代で負担していくこととなります。

次に、49ページ「(2) 行政コスト計算書」について、

表の一番下の行の「純行政コスト(F)」は、「経常費用(A)」の総額から、便益の対価としての「経常収益(B)」を差し引き、「臨時損失(D)」・「臨時利益(E)」を加味したのですが、令和5年度は「392億2200万円」となり、令和4年度より「3億8800万円」増加しています。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業をはじめとする国庫補助金等の精算に伴う過年度償還金や給与改定に伴う人件費の増等によるものです。

また、「臨時損失(D)」が「2億1200万円」増加していますが、病院事業会計出資金に係る投資損失引当金を計上したことによるものです。

次に、50ページ「(3) 純資産変動計算書」について、

上から2番目の行の令和5年度の「純行政コスト(F)」の「392億2200万円」は、税込等や国県等補助金で賄うこととなりますが、表の上から6行目、「本年度差額(H)」で「マイナス4億1400万円」と不足しています。

これは、「純行政コスト(F)」には、過去世代の負担からのサービス提供と考えられる減価償却費53億4000万円が含まれていることによるものです。

なお、表の一番下の行の令和5年度の「本年度末純資産残高(N)」は、前年度より「2億8100万円」減少し、「1438億800万円」となりました。

次に、51ページ「(4) 資金収支計算書」について、

この財務書類は1年間の資金の流れを表すもので、まず、表の上から2行目の

令和5年度の「業務活動収支(⑤)」は、国県等補助金収入の減の影響で業務収入が減少した上に、人件費等の業務支出が増加したため、前年度から「5億3200万円」減少し、「41億1000万円」となりました。

また、「支払い利息支出(ア)」を除く「業務活動収支⑤」に、「投資活動収支⑧」から「基金積立金支出(イ)」及び「基金取崩収入(ウ)」を除いたものを合計したものを、「基礎的財政収支(プライマリーバランス)⑨」といいますが、令和5年度の本市の「基礎的財政収支⑨」は「プラス10億1900万円」となりました。

「業務活動収支⑤」と「投資活動収支⑧」に「財務活動収支⑫」の「マイナス9億1500万円」を加えた「本年度資金収支額⑬」は、前年度より「7億500万円」増加し、「マイナス3億2400万円」となりました。さらに、「前年度末資金残高⑭」を加えた「本年度末資金残高⑮」は、「18億9600万円」となりました。

なお、財務書類4表の詳細については、52ページから59ページに記載しています。

また、60ページ以降の注記には、財務書類作成のために採用している会計処理の原則や、手続き、表示方法など基本となる事項、及び、財務書類の内容を理解するのに必要な事項などを記載しています。

報告第13号 令和5年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

本件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、4つの指標を算定した結果について報告するものです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、前年度決算と同様にマイナスとなりましたので、－（バー）と表記しています。それぞれの欄の（ ）書きの数値は、生駒市の早期健全化基準ですが、いずれにも抵触しません。

うち、実質公債費比率については、一般会計等の元利償還金の減少により単年度の比率が改善し、3カ年平均でも1.9%と、前年度から約0.4ポイント改善しました。この比率が25%以上となると早期健全化基準に抵触しますが、現状は大きく下回っており健全な数値となりました。

報告第14号 令和5年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

【上下水道部】

資金不足比率とは、事業の規模に対する資金不足額の比率のことで、公営企業の経営健全化基準は、20%となっています。

水道事業会計、下水道事業会計では資金の不足額がないため、資金不足比率は、横棒で記載しています。

報告第14号 令和5年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

【子育て健康部】

令和5年度決算に基づく生駒市資金不足比率について、病院事業会計においては、資金不足額は生じていません。このことから、表内の資金不足比率は横棒で記載しています。

議案第71号 令和5年度生駒市一般会計決算の認定について

【決算書に基づき説明】

【議会事務局】

42ページから43ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費です。

この費目は、議員の報酬及び事務局職員の給料などの人件費に係る経費が大部分を占めています。

人件費以外では、会議録の作成、会議録検索システムの管理、インターネットによる本会議等の中継や録画配信及び、議会報「市議会のうごき」を年4回発刊した費用などが該当します。

また、市議会において毎年実施されている市民懇談会について、令和5年度は、生駒市自連合会の役員や自治会長と、「自治会運営の課題と今後の在り方について」の意見交換や情報共有が行われました。

なお、令和5年度議会費における不用額が、約1213万円発生していますが、主なものは節18負担金補助及び交付金の執行率が低かったことに起因するものです。

【経営企画部】

43ページから46ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

まず、人事管理費で、節1報酬及び節8旅費では、令和5年9月1日付で、株式会社社会経済研究所理事長の藤沢久美氏を市政顧問に委嘱したことから、それに係る報酬及び費用弁償に要した経費です。

市政顧問には、市の抱える課題等に関して、ミーティングや現地視察等を行い、助言をいただきました。

次に、経営事務費では、生駒市行政改革推進委員会において、生駒市行政改革大綱を第6次生駒市総合計画第2期基本計画と統合し、より連動性を高めた形とするため、同委員会で審議いただき、提言を受けるとともに、第3次生駒市行政改革大綱後期行動計画の取組状況を評価いただきました。

続いて、47ページから48ページのみ4広報広聴費です。

広報広聴経費については、広報「いこまち」や市公式ホームページを通じた市政情報・地域情報の発信、奈良テレビ放送の県下各市情報提供番組「いきいきまちだより」を通じた情報の発信、市LINE公式アカウントのリニューアル及び運用に要した経費です。

なお、節10需用費において、不用額が約927万円発生していますが、広報「いこまち」のページ数が予算策定時の計画よりも下回り、印刷製本費で924万3000円の不用額が出たことが主な理由です。

次に、シティプロモーション事業費として、生駒市を持続的に発展させるため、市民と行政との協働による市民PRチーム「いこまち宣伝部」の運営やポータルサイト「good cycle ikoma」の運用、まちの交流会「つどい」や「いこまちマー

ケット部」の運営など、地域の魅力を市民の皆さんとともに発信することや、地域への興味や関心を向上させる事業の実施によって、地域の推奨意欲や参画意欲の向上につとめました。

最後に、49ページの日6企画費です。

将来計画策定事業費では、生駒市総合計画審議会を開催し、令和6年度を開始年度とする第6次総合計画第2期基本計画について審議いただき、基本計画案の答申をいただくとともに、第1期基本計画の進捗状況について検証、評価し、報告書を取りまとめました。

また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理をするため、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を開催し、産業・教育・金融・労働・メディア等の各分野の有識者から意見を聴取し、戦略の進捗状況について検証した後、検証報告書を取りまとめました。

さらに、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた指標の動向を把握し、進行管理を行うとともに、各施策を推進していくための基礎資料として、市民実感度調査を実施しました。

【総務部】

総務部、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員、およびデジタルイノベーション推進課に係る決算について、新規施策、大きな成果のあった施策、大きな不用額のあった施策などを中心に、主なものを説明します。

43ページから46ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

この費目については、市長をはじめ、経営企画部、総務部、財務部など職員の人件費や、これに伴う事務的な経費が主なものです。

このうち所管する費目は、43ページの人事管理費、一般管理事務費、情報管理費、44ページの顧問弁護士経費、政治倫理審査会経費、職員採用経費、45ページの職員厚生経費、法令遵守推進事業費です。

主な内容として、まず、人事管理費では、多機能型人事情報システム等、人事関連システムの活用や人事評価制度の運用等により、職員の勤務意欲の向上と公正な人事管理に努めました。

一般管理事務費では、庁内用の「統合型」地理情報システム、市民や事業者向けの「公開型」地理情報システムの運用に要した経費が主なもので、令和5年度では、航空写真の撮影及び地形図を修正し、統合型地理情報システムのデータを更新するとともに、「公開型」地理情報システムの運用を行いました。

情報管理費では、システムやネットワークの運用管理として、基幹システムを含む各種情報システムや情報ネットワークの運用管理など、安全で安定したIT環境の整備・運用、IT環境の整備として、ファイルサーバやプリンタ等の老朽化した情報機器の更新、自治体システム標準化・共通化として、住民台帳や税、国保、介護、選挙など標準化・共通化の対象となるシステムに対して、現在使用

しているシステムの仕様と国が作成している標準仕様書との差異分析を実施し、標準準拠システム移行後に変更や廃止となる機能や帳票などの洗い出しを行いました。

また、行政手続きのオンライン化として、条例や規則、要綱等で規定されている申請や届出等をオンライン化するための、電子申請受付システムの導入、地域DXの推進として、事業やイベント等の検討段階において、市民がアイデアや意見を登録し、対話することができるオンラインプラットフォームの構築、デジタルディバイド対策として、スマートフォンの基本的な使い方や市の公式LINEの活用方法についての、シニア向けのスマホ教室を実施しました。

さらに、令和5年8月に、本市のスマートシティ政策の指針として「生駒市スマートシティ構想」を策定し、ホームページ等で公開しました。

顧問弁護士経費は、顧問弁護士への相談に伴う経費及び住民訴訟の事件処理委任に伴う着手金です。

政治倫理審査会経費では、生駒市政治倫理条例に基づき、資産等報告書の審査を行うため政治倫理審査会を1回開催しました。

職員採用経費では、「総合能力試験SPI3」の実施により、民間企業志向の受験者層も多く取り込むとともに、面接を複数回行うなど、人物重視の採用を行いました。また、官民で活躍する専門性の高い人材を確保するために社会人対象の試験を実施しました。申込者及び採用者数については決算書44ページに記載しています。

職員厚生経費では、職員の健康管理のため、定期健康診断をはじめとする各種定期健康診断を実施しました。また、ストレスチェックの実施やこころの相談室の利用促進などのメンタルヘルス対策事業を行いました。

法令遵守推進事業費では、要望等の記録・公表制度の円滑な運用を図るための調査、協議等を行うため法令遵守委員会を6回開催しました。

続いて、46ページの子目2職員研修費です。

多様化する行政需要に対応できる職員の育成を目指して、職務や階層に合わせた一般研修や専門研修、また専門知識の習得や幅広い視野の形成を目的とした派遣研修などの実施、資格取得や自主研究グループに対する助成金に要した経費です。研修実施状況は記載のとおりです。

次に、46ページから47ページの子目3文書費は、文書管理、法制執務及び情報公開制度と個人情報保護制度の運用に関する経費です。

文書管理費では、電子決裁機能を備えた文書管理システムを運用し、事務の効率化やペーパーレスの推進に努めました。

情報公開事務費では、情報公開制度による行政文書の開示請求等が141件、個人情報保護制度による自己情報の開示請求が28件ありました。

次に、48ページから49ページの子目5財産管理費です。

このうち、所管する費目は、庁舎管理費、車両管理費、市有財産管理費、庁舎等整備事業費です。

庁舎管理費では、庁舎の維持管理に加え、今後の庁舎環境整備を推進していく

にあたって、パイロットオフィス（総務課）を整備し、効果検証を行いました、また、来庁者が利用しやすく、安全で快適な環境を整備するため、庁舎東側駐車場の舗装改修工事を実施しました。なお、需用費の不用額2897万1937円については、市本庁舎の防煙垂壁の改修にあたり、当初、既存の仕様である可動式で更新を見込んでいましたが、施工方法に庁舎の耐震機能への影響が懸念されたため、固定式に変更したことにより、残額が生じたものです。

庁舎等整備事業費では、本庁舎の拠点機能を高めるため、非常時稼働時間が72時間となるよう非常用電源設備（自家発電機）の更新及び燃料タンクの増強を行いました。

次に、49ページから50ページの日7公平委員会費は、公平委員会委員に対する報酬など公平委員会の運営に要した経費です。

次に、52ページから53ページの日9人権施策費は、あらゆる人権問題の解決に向けた、各種行事及び啓発等に要した経費です。

人権施策経費では、LGBTQ等の性的マイノリティへの理解を深めるための事業として、出前授業や交流会・相談会等を、また、多文化共生事業として、市民や市民団体、奈良先端大、学校等とも連携した「いこま国際Friendshipフェスタ」や出前講座等を実施しました。

次に、53ページから54ページの日10交通対策費です。

交通安全対策経費では、交通事故を無くすために交通安全運動を実施するとともに、交通弱者となりがちな子どもや高齢者を対象に交通安全教室等を開催しました。春や秋には市民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全イベントの開催。フォトコンテストの開催や企業や関係機関の協力を求め、市民参加、体験を通して交通安全を学ぶ機会を創出しました。

自転車駐車場管理費では、生駒駅前自転車駐車場の長寿命化を図るため施設の塗装工事を実施しました。

次に、54ページから55ページの日11防災費です。

防災経費では、令和4年度に作成した「生駒市総合防災マップ」の全戸配布を行いました。災害対策本部の指令室としての機能を強化するため、市役所大会議室に12画面のマルチディスプレイを設置するとともに、壁面掲示できるよう内装工事を実施しました。また、市職員の災害対処能力向上のため、全職員対象に安否確認訓練及び参集訓練を実施しました。さらに、全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報を公共施設の館内放送設備に接続し、緊急情報を自動放送するシステムの拡張と、避難施設の受水槽内の水を有効活用するため、受水槽に非常用給水栓を設置しました。

次に、56ページの日12諸費です。

非核平和都市経費では、平和の大切さ、尊さを考える「ピース・キャンドル・ナイトinいこま」をベルステージで実施するとともに、原爆投下、終戦記念日の時期に合わせ「平和のパネル展」を実施、市内寺院に撞鐘を依頼しました。

市民生活経費では、多発する振り込め詐欺等の対策として、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入に対し補助を行うとともに、他部署の郵送による通知の際、注

意喚起のチラシを同封して発送するなど、連携した啓発活動を行いました。

安全で住みよいまちづくり経費では、自治会等の地域防犯活動団体へ防犯活動用品等を貸し出すとともに、地域防犯力の向上・強化活動を行う自治会に対し、防犯カメラ設置費の一部補助を行いました。

次に、56ページから57ページの目13男女共同参画費です。

この費目は、男女共同参画の推進に向け、各種講座やセミナーの開催をはじめ、女性相談や法律相談に要した経費です。

男女共同参画施策推進事業費では、令和6年度末に計画期間が終了する男女共同参画行動計画の次期（第4次）計画策定に向け、その基礎資料を得るためアンケート調査を実施し、調査結果報告書を作成しました。

次に、57ページから58ページの項2徴税費、目1税務総務費です。

このうち、所管する費目は、固定資産評価審査委員会運営費です。これは、固定資産評価審査委員会の開催などに要した経費です。

次に、59ページから60ページの項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費です。

この費目は、市民課窓口の委託、マイナンバーカードの交付、及びコンビニ交付等に要した経費で、休日窓口を実施し、マイナンバーカード作成を促進するとともに、コンビニ交付事業の推進により市民の利便性の向上を図りました。なお、マイナンバーカードについては、令和5年度末の交付率が85.3%となり、令和4年度決算と比較して、約10.2ポイントの上昇となりました。

次に、60ページ61ページの目2住居表示整備費です。

この費目は、住居表示に係る事務経費で、2地区の老朽化した街区表示板の取り替えを実施しました。また、紙台帳で管理していた住居表示対象図等の電算化を行うため、住居表示台帳システムを導入しました。

次に、61ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費ですが、これは、委員の報酬と事務局職員の人件費、選挙人名簿の管理、選挙の啓発等に要した経費です。

次に、62ページの目2知事・県議会議員選挙費、そして、62ページから63ページの目3市長・市議会議員選挙費ですが、これらの費目は、それぞれ、令和5年4月9日執行の知事・県議会議員選挙、令和5年4月23日執行の市長・市議会議員選挙に要した経費です。

次に、63ページから64ページの項5統計調査費、目1統計総務費、及び目2統計調査費です。

住宅・土地統計調査経費では、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、住宅・土地統計調査を実施しました。

次に、64ページから65ページの項6監査委員費、目1監査委員費です。

この費目は、監査委員の報酬、事務局職員の人件費、例月出納検査、定期監査、決算審査及び住民監査請求による監査など、監査事務執行に要した経費です。

次に、72ページから73ページの款3民生費、項1社会福祉費、目7人権文化センター運営費です。

この費目は、人権文化センターの運営と管理に要した経費で、パソコン講座や生花教室をはじめ各種講座を開催し、地域交流に努めました。

次に、79ページの項2児童福祉費、目5児童館運営費です。

この費目は、小平尾南児童館の運営と管理に要した経費で、季節のイベントや、0歳児から2歳児とその保護者を対象とした「おでかけみつき」などを実施し、利用促進に努めました。

次に、99ページから100ページの款5産業経済費、項2商工費、目5消費生活費です。

この費目では、消費生活問題に係る相談業務、及び、消費生活公開講座の開催など、市民への啓発に要した経費と、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、「消費生活審議会」に加え、「生駒市消費者安全確保地域協議会」（通称：見守りネットワーク）を立ち上げ、高齢者や障がい者、認知症の方を中心に日常的な見守りができる体制をスタートさせました。

最後に、130ページから131ページの款8教育費、項5社会教育費、目4人権教育推進費です。

この費目は、人権教育講座「山びこ」をはじめ、地区別懇談会、日本語教室等の人権教育の推進に関する経費です。日本語教室については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和4年度まで中止していましたが、令和5年度から再開しました。

【財務部】

財務部と会計課に係る決算について、新規施策をはじめ、執行額の大きなものなどの主なものを説明します。

初めに、歳入について、17ページから18ページの款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分の収入済額83億8542万4000円については、個人所得が増加したことなどにより、令和4年度の収入済額から1億4737万6000円の増収となりました。また、市税全体の収入済額についても、その他の税目における収入済額が増加したことにより171億3568万1000円となり、令和4年度に対して1億9355万2000円の増加、予算額に対しては、2億586万2000円の増加となりました。

次に、20ページから21ページの款11地方交付税、項1地方交付税の収入済額、62億5967万円については、前年度に対して4億9305万3000円の増加、うち普通交付税は4億8766万4000円の増加、特別交付税は538万9000円の増加となりました。なお、予算額に対しては、7億8594万2000円の増加となりました。

次に、40ページから41ページの款22市債、項1市債の収入済額19億7600万円については、前年度に対し11億7970万円の増加となりました。これは、目3衛生債において、清掃センター基幹的設備改良事業の進展により借入額が増加したことが主な理由です。

なお、予算額に対しては、5億6730万円の減額となっておりますが、これは、

市債の対象事業費の一部が次年度に繰越になったことや対象事業費が減少したことによるものです。

次に歳出について、43ページから46ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち財務部に係るものとして、財政管理費では、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、固定資産台帳の更新と財務書類の作成を行いました。

契約検査事務費では、電子入札システムや土木積算システムなどの運用に要した経費で、入札の競争性、透明性、公平性などの確保と事務の効率化、また、適正かつ正確で統一的な工事費の積算に努めました。

ふるさと生駒応援寄附等事業では、返礼品協力事業者と魅力ある返礼品を開拓するとともに、新規ポータルサイトを導入し、寄附受入額の増加を図りました。

次に、48ページから49ページのみ5財産管理費ですが、基金管理費では、地方財政法の規定に基づき、令和4年度一般会計決算剰余金の一部を減債基金、公共施設等総合管理基金に積み立てを行いました。

次に、57ページから59ページの項2徴税費は、税務部門の事務に要した経費で、目1税務総務費は、職員の人件費が主なものです。

次に、目2賦課徴収費は、市の財源の中核を成す市税の、適正・公平な賦課及び徴収に要した経費で、令和6年度の固定資産税評価替えに向けて調査を行ったこと及び、納税環境の整備に努め、更なる徴収率の向上などに努めました。

その結果、収納率は、現年課税分99.60%、滞納繰越分13.27%、合計97.18%で、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でも、令和4年度決算と比較して0.15%上昇しました。

次に、137ページの款10公債費では、これまでに借り入れた市債の元金及び利子の償還を行いました。

最後に138ページの款11予備費ですが、年度途中の、予見しがたい歳出不足を補うために、用途を特定せずに予算に計上しておくもので、令和5年度は、土木災害復旧費や高山竹林園の災害復旧工事などに充当しました。

【地域活力創生部】

50ページから52ページの款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費です。

この費目は、参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、自治会などの地域活動の振興を図るための経費です。

まず、自治振興経費として、自治会活動に対する各種の補助をはじめ、活動拠点である集会所の改修などに対する補助を行いました。

市民公益活動支援事業については、各種講座や交流会、ららまつり等の事業を開催し、市民公益活動の支援・啓発、新しい活動を生み出すためのサポートを行いました。

また、地域・社会活動創出支援事業を通じて、採択した6事業の活動支援を行いました。

いこまどんどこまつりについては、市役所東側駐車場を初めて会場として使用し、ダンスイベントなどを実施したほか、たけまるホールでは音楽イベントなど、コミュニティセンターでは夏のららまつりを開催しました。

ベルテラスいこまやびっくり通り商店街では、生駒商工会議所が主体となって、飲食ブースや子ども向けの催し物等を開催しました。また、夜には市内3カ所で納涼花火を開催しました。

次に、市民参画協働推進事業として、市民自治協議会2団体と、協議会の設立を目指して活動をしている1団体に対して補助金を交付しました。

また、複合型コミュニティ（まちのえき）づくりに取り組む6自治会の事業に対して補助金を交付したほか、同事業に興味を持つ2自治会に対して事業計画策定ワークショップを開催し、次年度に向けての新たな事業の検討を行いました。そのほか、自治会のニーズと事業者等とをマッチングする仕組みである「移動販売等導入支援事業」の本格運用を令和5年度から開始しました。

次に、86ページから87ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費です。

この費目は、市内環境整備の推進や、火葬場の管理、街路灯・防犯灯の維持管理などに要した経費で、まちをきれいにする条例、歩きたばこ及び路上喫煙防止に関する条例に基づく啓発、スズメバチ駆除費の補助、地域ねこ活動の啓発、所有者不明猫適正管理事業、などを実施しました。また、本費目において、生駒駅の閉鎖型喫煙所の整備に係る備品購入費、1883万5100円を令和6年度に繰越ししています。

次に、87ページから89ページのみ5環境保全対策費です。

この費目のうち地域活力創生部の所管は、環境測定調査、河川クリーンキャンペーン、自然エネルギーの取組推進、環境基本計画、環境モデル都市及びSDGs未来都市の推進、公民連携による協創対話の推進などの事業です。

電気自動車等管理事業費は、市内5カ所の急速充電器の保守委託料や電気代などの経費です。

環境対策経費は、大気、水質などの環境測定調査に要する経費です。この費目の委託料において、2095万円余りの不用額が発生していますが、主に、大気質測定調査、水質測定調査等の委託業務において、入札執行残が生じたことによるものです。

水環境推進事業費は、竜田川、富雄川等の河川クリーンキャンペーンなどに要した経費です。

環境基本計画推進事業費としては、太陽光発電、住宅用エネルギー管理システム、家庭用蓄電システム等の設置補助のほか、エネルギー価格の高騰の影響を受けた生活者の支援として、省エネ性能を有する家電等の買換えを補助する事業を実施しました。

SDGs未来都市等推進事業費は、環境モデル都市アクションプラン及びSDGs未来都市計画の進捗管理や、いこまSDGsアクションネットワークの運用、「くらしのブンカサイinいこま」の開催、公民連携による協創対話の推進に要

した経費です。

なお、脱炭素先行地域に係る太陽光発電システム及び蓄電池を導入する事業への補助金について、関係者間の調整に時間を要したこと等により、2億2880万8000円を、次年度に繰越ししています。

次に、89ページから90ページの項2清掃費、目1清掃総務費です。

この費目は、職員の人件費や、大阪湾埋立処分場建設事業（大阪湾フェニックス計画）への応分の負担を行った経費などです。

次に、90ページから91ページの日2ごみ処理費は、ごみの収集運搬や処理、減量化、再資源化等の事業に要した経費で、集団資源回収実施団体への補助、もったいない食器市の実施、生ごみ自家処理容器の購入補助やごみ集積場設置整備補助などを行いました。

次に、91ページから92ページの日3ごみ処理施設費は、清掃リレーセンター及び清掃センターの管理、定期点検や維持補修を実施した経費です。令和5年度は、これに加え、生駒市清掃センターの施設老朽化に対して、令和4年度から令和6年度に実施している生駒市清掃センター基幹的設備改良工事のうち、1系焼却設備の更新工事を行いました。なお、委託料において、5797万7000円余りの不用額が生じていますが、これは、清掃センター長期包括運營業務委託において、電気代が当初見込みより減少したことや清掃センター基幹的設備改良工事に伴い、焼却できないごみの処分費用が当初見込みより減少したことによるものです。

次に、92ページの日4し尿処理費は、し尿の収集運搬に要した経費が主なものです。

次に、92ページから93ページの日5し尿処理施設費は、エコパーク21の運転管理等に要した経費が主なものです。令和5年度においては、これに加え、エコパーク21外壁改修工事を行いました。

続いて、93ページから94ページの款5産業経済費、項1農業費、目1農業委員会費です。

この費目は、農業委員会の運営や農地利用の最適化の推進業務、遊休農地の利用状況調査などに要した、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局の人件費が主なものです。

次に94ページの日2農業総務費は、農業部門の職員の人件費が主なものです。

次に、95ページから96ページの日3農業振興費は、青空市場や農業祭の開催のほか、新規就農者の育成・支援、遊休農地活用事業、半農半X支援事業、市民農園の管理運営、有害鳥獣の被害防止対策などに要した経費です。

次に、96ページの日4森林対策事業費は、森林保全の一環としてのナラ枯れ防除事業や、森林環境整備促進基金への積立てのほか、森林環境譲与税を活用した「森林整備に係る取組方針」の策定等に要した経費です。

次に、96ページから97ページの日5農地費は、特定農業用ため池22カ所の劣化状況評価業務、31カ所のパトロール業務のほか、ため池、農業用道路、水路等の農業基盤の整備に対しての助成等や豪雨災害に対しての復旧補助金の交

付に要した経費などです。

続いて、97ページの項2商工費、目1商工総務費は、商工観光課の職員に係る人件費です。

次に、97ページから98ページのみ2商工振興費は、市内中小企業者の支援や商工業の活性化などを図るための経費です。

まず、商工振興事業としては、中小企業融資制度に基づく事業者への助成や市内における創業、既存事業者支援を行うIKOMA LOCAL BUSINESS HUBを実施したほか、本市内の住宅エリア、商業エリアでの開業を促進するために、出店開業補助を行いました。

企業誘致施策事業としては、企業立地補助金等の交付を、テレワークインキュベーション事業としては、アコールいこまもやい館の運営管理を実施しました。また、国の交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた事業者支援として、市内中小企業の賃上げ促進を支援する補助事業と、商工会議所による飲食・物販店等営業支援事業を実施しました。

なお、負担金補助及び交付金において、3203万7000円余りの不用額が生じているのは、企業立地促進補助金の申請額や、中小企業融資の融資額、飲食・物販店等営業支援事業の執行額が、当初の想定より少なかったことなどによるものです。

次に、98ページから99ページのみ3観光費です。

観光関連施設の維持管理のほか、観光振興事業費として、観光・商工業の指針となる商工観光ビジョンの改定を行うとともに、国内外からの観光誘客につなげるため、近鉄のエリアキャンペーンと連携した観光プロモーション事業や、茶筌事業者の協力のもと、茶筌のブランディング事業を実施しました。

次に、99ページのみ4高山竹林園費は、高山竹林園の維持管理及び地場産業の振興を図るための経費で、指定管理料や各種イベントに要した経費です。

なお、令和5年度は、大雨に伴い一部が損傷した施設駐車場の復旧工事を、予備費を充当して実施しています。

最後に、137ページの款9災害復旧費、項2農林業施設災害復旧費、目1耕地災害復旧費は、令和5年度においては、国庫補助事業の対象となる大規模な災害の発生がなかったため、支出はありませんでした。

【福祉部】

65ページから66ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費については、社会福祉協議会への助成や民生委員・児童委員活動費の交付のほか、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業をはじめとした各支援事業や住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金、いわゆる3万円給付及び物価高騰対応重点支援給付金、いわゆる7万円給付などの各種給付事業、地域共生社会推進全国サミットinいこま開催に係る準備や重層的支援体制整備事業に要した経費です。

節12委託料において、1300万円余りの不用額が生じているのは、主に7

万円給付について、支給を迅速に行うため、「支給のお知らせ」方式を採用したことにより、委託業務量の削減が図れ、経費を大幅に減額したことによるものです。

また、節18負担金補助及び交付金において、3500万円余りの不用額が生じているのは、主に3万円給付及び7万円給付について、給付件数が見込みを下回ったことによるものです。

次に、67ページの子目2国民年金費については、国民年金の適用や給付等にかかる国民年金業務に要した経費です。

次に、67ページから69ページの子目3障がい者福祉費については、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付、また、補装具の支給や地域生活支援事業の実施、その他、障がい者手当等の給付や障がい者に対する交通費等助成を行うなど、障がい児・者の日常生活の安定、社会参加の促進を図るために要した経費です。

なお、節19扶助費において、2億5700万円余りの不用額が生じているのは、主に、障害福祉サービス費や地域生活支援事業費などの給付費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、69ページから70ページの子目4老人福祉費については、高齢者の社会参加促進や生きがい対策事業として、老人クラブやシルバー人材センターへの補助、高齢者交通費等助成、やすらぎの杜優楽の高圧受変電設備修繕工事、感染者等移送支援事業などに要した経費や養護老人ホームへの保護措置や緊急通報システムなどの、高齢者への生活支援事業に要した経費です。

なお、節12委託料で、2500万円余りの不用額が生じているのは、主に、生きいきクーポン券の未使用によるものです。

また、節19扶助費で、2200万円余りの不用額が生じているのは、主に、老人ホーム保護措置事業費において入所者数が当初見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、71ページの子目6介護保険費については、認知症対応型共同生活介護事業所の整備に係る経費の一部を助成する経費、介護未経験者が介護職や家族介護に携わるための一助として、基本的な介護知識や技術を習得する介護に関する入門的研修の開催経費、物価高騰の影響を受けている介護事業所に対し、市民への安定的なサービス確保と事業継続や提供体制の継続を支援するための経費、市内介護事業所の人材確保・定着支援のためのケアリンピック生駒の開催経費及び介護給付費の市負担分及び職員給与費等を介護保険特別会計へ繰出ししたものと等となります。

なお、節27繰出金で3600万円余りの不用額が生じているのは、介護保険における給付費が当初見込みを下回ったこと等により、介護保険特別会計への繰出金が少なかったことによるものです。

次に、73ページの子目8福祉センター費については、指定管理者である生駒市社会福祉協議会への管理運営委託により、障がい者の自立と社会参加の促進に向け、主に、創作活動を主体とした各種教室の開催や、照明機器や受水槽の老朽化による修繕工事等に要した経費です。

次に、80ページから81ページの項3生活保護費、目1生活保護総務費は、生活保護関係職員の人件費と事務的経費です。

次に、81ページの目2扶助費については、生活保護法に基づき、被保護世帯の最低限度の生活を保障するため、生活扶助、住宅扶助や医療扶助などにより、自立の助長に努めた経費です。

次に、81ページの項4災害救助費、目1災害救助費については、火災により罹災された方に見舞金を交付したものです。

【子育て健康部】

65ページから66ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、子育て健康部が所管しているのは、福祉医療システム管理費で、福祉医療費助成にかかるシステムの使用料です。

次に、67ページから68ページの目3障がい者福祉費のうち、心身障がい者医療費助成事業費については、1歳以上75歳未満で重度の心身障がい者に対し、医療費の助成を行った経費です。

次に、69ページから70ページの目4老人福祉費のうち、老人医療費助成事業費については、後期高齢者医療保険に加入する重度の心身障がい者に対し、医療費の助成を行った経費です。

次に、71ページの目5後期高齢者医療費については、後期高齢者に対する健康診査の経費、及び療養給付費の市負担金、後期高齢者医療特別会計に対する繰出に要した経費です。

次に、73ページから75ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、子育て健康部が所管しているのは、児童福祉経費の2子ども子育て会議及び3こども未来基金、子ども医療費助成事業、子育て支援総合センター事業費、こどもサポートセンター事業費、みっきランド運営事業費、未熟児養育医療事業費、はばたきみっき運営事業費です。

次に、78ページから79ページの目4母子父子福祉費のうち、ひとり親家庭等医療費助成事業費については、ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成する事業に要した経費です。

次に、82ページの項5国民健康保険費、目1国民健康保険費については、国税の軽減による減収分等にかかる市の負担分を国民健康保険特別会計へ繰出したものです。

次に、82ページから83ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、職員の人件費や母子保健法に基づく妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査や一般不妊治療費助成事業の実施に要した経費です。

令和5年度から妊婦健康診査補助金額の上限額引き上げや、出産後の産婦健診及び新生児に必要な健診等に係る費用を新たに助成開始するなど、全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができる環境整備に努めました。

また、病院事業費については、地方公営企業法及び総務省からの繰出金通知に基づき病院事業会計へ繰り出した、負担金及び病床確保に係る空床補償など新型

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業等の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金などが該当します。

また、市民のいのちを守る医療基金に、基金利子を積み立てました。

なお、節18負担金補助及び交付金で1億2992万円余りの不用額が生じているのは、コロナ陽性患者の入院受入が増加し、空床確保対象病床数が見込みより減少したことなどによるものです。

次に、84ページから85ページの目2予防費については、休日夜間応急診療事業及び乳幼児や高齢者等への予防接種事業、子宮頸がんワクチン接種費用助成に加え新型コロナウイルスワクチン接種事業に要した経費です。

また、健康増進法による健康診査やがん検診などの各種保健事業の実施に要した経費や、健康づくり推進事業として、自殺対策計画の策定や、健康いこま21計画及び食育推進計画の策定に向けた取組、歩こう会等のウォーキング推進事業に要した経費です。

なお、節12委託料で1億9447万円余りの不用額が生じているのは、主には、休日夜間応急診療事業において、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行により、受診者数が増加し、多額の剰余金が発生したこと、また、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、接種状況にあわせて接種体制を見直し、集団接種やコールセンターの体制を縮小したことから、当初見込みより必要額が減少したことによるものです。

次に、86ページの目3健康センター管理費については、「セラビーいこま」の維持管理及び施設の老朽化に伴う誘導灯の取替や照明のLED化、及び階段手摺の設置等に要した経費です。

【建設部】

100ページから101ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費です。

本費目は、職員の人件費、事務的経費に要した費用です。

急傾斜地県工事負担金では、奈良県が行った谷田町地内の対策工事に対する応分の負担を行いました。

バリアフリー整備事業では、誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するため、「基本構想推進協議会」を1回開催、地域公共交通活性化事業費では、光陽台線ほか4路線のコミュニティバスを運行するとともに、令和4年8月から実証運行を開始した鹿ノ台線の実証運行及び本格運行に要した費用です。また、燃料・物価高騰の影響を被りながらも事業の継続に努める公共交通事業者に対し、支援金を交付しています。

節18負担金補助及び交付金で約520万円の不用額が生じているのは、路線バスの利用促進の取組みとして行った「バス運賃100円デイ」について、その開催日を負担額の少ない土日の開催としたことなどが主な理由です。

次に、103ページから104ページの項2道路橋梁及び河川費、目1道路橋梁総務費です。

本費目は、職員の人件費及び道路の管理、地籍調査等に要した費用です。

事業については、道路台帳の整備を行うとともに、地籍調査事業として、東菜畑1丁目、東生駒1丁目の各一部地区の0.24㎢において現地立会及び一筆地測量等を行うとともに、令和4年度に実施した、東菜畑2丁目、東菜畑1丁目の各一部地区及び東生駒月見町の0.24㎢において調査成果の閲覧を実施しました。

節12委託費で約1690万円の不用額が生じているのは、交付金の内示率が低下したことにより事業を見直したため、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、104ページから105ページの目2道路橋梁維持費です。

本費目は、市道における安全・円滑な通行を確保するため、交通安全施設の設置及び点検、老朽化した道路の維持補修、橋梁の予防保全や耐震化、生活道路等の安全対策に要した費用です。

事業としては、市内道路反射鏡の清掃点検並びに道路反射鏡の新設及び補修が23基、主な区画線等設置工事として、谷田小明線支線12号他路面標示設置工事のほか1件の工事、また、市内道路の主な維持補修工事として、奈良阪南田原線ほか3件の舗装等工事、舗装単価契約による51カ所の緊急を要する舗装補修及び101件の道路維持補修工事を実施しました。

続いて、橋梁定期点検として、市が管理する道路橋36橋について、道路法に基づく点検業務を実施しました。

続いて、橋梁予防保全事業については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、年次計画による菜畑乙田線横断4号橋及び芝辻橋における設計業務と、第2阪奈1号橋橋面舗装補修工事及び中菜畑歩道橋（一般部）の補修工事を実施しています。

続いて、橋梁耐震化事業については、国からの内示率の低下により事業を見直した結果、北山橋橋梁耐震補強工事を見送り、中菜畑歩道橋耐震補強詳細設計業務のみを実施しました。

また、生活道路安全対策事業については、主な工事として、通学路の安全対策では、小明東山線通学路安全対策工事ほか1件の工事と、幹線道路の交差点安全対策として、鹿ノ台循環線他交差点安全対策工事と歩行者空間の整備として、みなみ野台1号線歩行者空間整備工事を実施しました。

節12委託費で約3780万円の不用額が生じているのは、交付金の内示率が低下したことにより設計内容を見直したこと、また、入札差金が生じたことにより、事業費が減少したことが主な理由です。

また、節14工事請負費で約1億5720万円の不用額が生じているのは、交付金の内示率が低下したことにより設計内容を見直したため、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、105ページから106ページの目3道路橋梁新設改良費です。

本費目は、職員の人件費及び企業誘致関連道路整備事業やその他道路の新設改良事業に要した費用です。

まず、企業誘致関連道路整備事業については、北田原中学校線道路整備工事（第2-2工区）を実施しました。

次に、道路新設改良事業については、谷田小明線道路改良事業における生駒市土地開発公社からの買戻しとして、2件の土地売買契約を締結しています。

また、地元からの道路拡幅、道路整備等の要望に基づき、主な工事として、生駒1号歩行者専用道エレベータ更新工事のほか3件の道路改良工事を実施しました。

節12委託料で約1760万円の不用額が生じているのは、交付金の内示率が低下したことにより事業内容を見直したため、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、106ページの目4河川費です。

本費目については、市の管理する河川、水路や道路排水施設等の維持管理や整備に要した費用です。

事業としては、河川、水路や調整池等の清掃、浚渫、及び、排水ポンプの保守点検を実施するとともに、改修事業では、市内の水路や側溝改修に要した主な費用として、湯舟西旭ヶ丘線水路改修工事ほか1件の工事及び河川・水路清掃業務委託を実施しました。

次に、108ページから109ページの項3都市計画費、目2公園整備費です。

本費目は、職員の人件費のほか、公園や街路樹における計画的な剪定・除草等の維持管理経費をはじめ、緑地等における倒木被害を未然に防ぐため、計画的な整備、生駒山麓公園及びふれあいセンターの管理運営費、公園施設長寿命化事業、公園等整備・改修に要した費用です。

公園・緑地等や街路樹の維持管理としては、市が管理する388カ所の公園・緑地等、134カ所の街路樹の剪定・除草等の業務、また、4カ所の公園・緑地の間伐等を中心とした適切な整備を行いました。

続いて、生駒山麓公園及びふれあいセンターについては、効率化と充実化を図るため、指定管理者による管理・運営等を行うとともに、令和6年7月からの新たな指定管理者による管理運営を行うための候補者の募集・選定を行い、令和6年3月に決定しています。また、コロナ禍の影響が落ち着きはじめたこともあり、年間利用者数は、令和4年度より約1万9000人増加し、22万8259人となりました。

続いて、公園施設長寿命化事業では、市内1公園で1基の公園遊具を更新するとともに、3緑道で園路改修、3公園で防護柵等の設置工事を実施しております。

また、節10需要費で約680万円の不用額が生じているのは、市内公園等における電気料金が見込みより安価であったことや、市内公園施設の修繕カ所が見込みより少なかったことが、主な理由です。

さらに、節12委託料で約1860万円の不用額が生じているのは、山麓公園における電気料金が見込みより安価であったことや、公園・街路樹維持管理及び緑地等の保全整備に係る委託料の入札差金が生じたことにより、事業費が減少したことが、主な理由です。

次に、109ページから110ページの目3緑化推進費です。

本費目は、職員の人件費のほか、緑の市民懇話会の運営経費、花壇の整備などの活動支援に係る経費、花のまちづくりセンターの管理運営経費、また、緑化意識を高めるコンテスト、花や緑に関する講座としてのガーデニング連続講座の開催に要した経費が主なものです。

また、節10需要費で約180万円の不用額が生じているのは、花のまちづくりセンターにおける電気料金が見込みより安価であったことや、修繕カ所が見込みより少なかったこと、各種消耗品の削減が、主な理由です。

最後に、137ページの款9災害復旧費、項1土木災害復旧費、目1道路河川等災害復旧費です。

本費目は、豪雨や台風等の影響により道路等で発生した災害現場の復旧に要した費用です。

【都市整備部】

45ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、経営事務費の3公共施設マネジメントシステムの運用については、公共施設の基本情報、経費情報、改修履歴などを一元管理するシステムの使用に要した経費です。

次に、100ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、建築管理事務費については、市が管理する建築物に対し、建築基準法の規定に基づく定期点検業務の実施に要した費用です。

次に、101ページの見2建築指導費では、関係職員の人件費のほか、建築審査経費においては、特定行政庁として建築基準法に基づく建築確認事務、耐震改修、既存住宅解体工事、住宅省エネルギー改修等の補助に要した経費、空き家対策事業費においては、いこま空き家流通促進プラットホームの運営支援、戸建て住宅賃貸化促進奨励金の交付、空き家の利活用促進として、空き家の所有者と活用希望者のマッチング支援、ニュータウン再生・再編事業として、ニュータウン再生の効果的な進め方についてとりまとめたほか、共同住宅の立地誘導等事業として、マンション管理適正化推進計画の策定や賃貸共同住宅の流通促進策の検討のほか、空き家調査・空き家等対策計画の改定に要した経費が主なものです。

なお、空き家調査・空家等対策計画の改定では、市全域の空き家調査を実施し、空き家の発生、解消状況を把握しながら、第2期空家等対策計画案を作成しました。

節18負担金補助及び交付金で不用額が生じた理由は、耐震対策に関する補助金及び住宅省エネルギー改修工事に関する補助金の申請件数が、当初の予定より少なかったことによるものです。

次に、104ページから105ページの項2道路橋梁及び河川費、目2道路橋梁維持費のうち、再開発関連道路維持管理費は、グリーンヒルいこま内及びアントレいこま1の市民が利用する通路等の維持管理費に対する一部負担金として支出しています。

次に、106ページから108ページの項3都市計画費、目1都市計画総務費

は、関係職員の人件費のほか、都市計画事務費においては、都市計画審議会等の運営経費をはじめ、都市計画法などに基づく各種届出等の事務に要した経費、まちづくり推進事業費においては、学研北生駒駅北地区の土地区画整理事業の推進に向け、事業区域の確定や事業アドバイザーを決定するとともに、市街化区域への編入に向けた手続きや、土地区画整理準備組合の設立に向け地権者の方の同意取得を進めました。

次に、生駒駅南口周辺地区都市空間再編事業については、エリアプラットフォームが行うプロモーション事業や社会実験を支援するとともに、地権者の方との意見交換会やアンケート調査を実施しました。

次に、景観推進事業費では、生駒駅南口街なみ環境整備事業として、生駒駅南口及び宝山寺参道の景観特性を把握するための現地調査を実施し、令和7年度にとりまとめる街なみ環境整備事業計画に向けての、整備方針案を作成しました。

続いて、110ページの目4北部地域整備促進事業費では、学研高山地区第2工区のうち、先行個別地区として設定した南エリアの地権者の方の賛同を得て、学研高山地区南エリアまちづくり協議会を設立するとともに、次期個別地区を設定、さらに、都市計画道路の変更に向けた図書を作成するなど、まちづくりの実現に向けた取組みを進めました。

続いて、111ページの項4住宅費、目1住宅事業費は、関係職員の人件費の他、市営住宅及び再開発住宅の維持管理等に要した費用です。

なお、市営住宅長寿命化推進事業では、小平尾桜ヶ丘住宅及び元町住宅の換気設備の設置工事に向けた実施設計や小平尾桜ヶ丘住宅の外壁改修工事を実施しました。

【消防本部】

111ページから113ページの款7消防費、項1消防費、目1常備消防費です。

この費目については、消防職員の人件費・研修費・庁舎や車両の維持管理費など、消防全般の運営に要した経費です。

施策の成果等について、主な内容としては、まず、救急救命士の病院実習など、専門研修へ参加するとともに、指導救命士による救急車同乗研修や教養動画のWEB配信、署内での実技研修を実施しました。

また、応急手当として、年度当初は開催日や参加人数の制限をかけていましたが、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更されたことを受け、コロナ禍以前の受講体制に戻しつつ、コロナ禍で実施していたWEBを活用した救命講習などを継続して実施しました。

火災予防としては、広報紙やX等を活用し、住宅用火災警報器の設置・取替えの促進を図り、火災予防運動では一人暮らし高齢者宅への防火調査を行い、防火意識の啓発に努めるとともに、事業所等への立入検査を実施し、是正指導を行いました。

訓練関係では、緊急消防援助隊の合同訓練への参加や府県の隣接する消防本部

と第二阪奈トンネルにおいて消防用設備等の合同調査を行い、関係機関等との連携体制の強化を図りました。

特に、今年1月1日に発生した能登半島地震では、緊急消防援助隊 奈良県大隊として、本市消防署から消火隊と救急隊を派遣し、被災地での過酷な状況の中、これまでの訓練で得た経験を活かして他の消防機関等と連携した消防活動を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策としては、令和2年4月27日から運用していた「特別救急搬送専属隊（コロナ専属隊）」について、5月8日に感染症法上の位置付けが変更されたため、同日をもって解隊しました。

令和2年度の発隊から約3年間の累計では、576回の出動・延べ585人の傷病者を搬送しました。

この費目は、消防職員の職員給与費が、約11億円と費目全体の約90%を占め、ほとんどが人件費となっています。

次に、113ページから114ページの目2非常備消防費です。

この費目については、消防団の運営に要した経費で、消防団員が地域に密着した消防機関として、災害出動や警備・警戒活動、自主訓練を含む各種訓練の実施など、多岐にわたって活動いただいたものです。

また、春・秋の火災予防運動時には消防団車両による広報活動や女性広報指導分団の一人暮らし高齢者宅への防火調査を実施しました。

次に、114ページから115ページの目3消防施設費です。

この費目については、消防水利の維持管理に要する消火栓等の整備や消防施設の改修、消防緊急車両・資機材等の更新に要する経費です。

節14工事請負費で不用額約1953万円が生じているのは、入札の結果、安価での落札となったためです。この節は、消防本部庁舎のトイレ改修や屋上防水等の改修工事、前年度から2か年で実施した非常発電設備・変電設備の改修工事として支出した経費です。

最後に、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の分類の変更により、コロナ禍が明けたものの、感染症自体がなくなったわけではなく、消防として二次感染防止に留意しつつ、一定の警戒感を持ちながら、コロナ禍以前の体制に戻すような状況にあった一年間となりました。

【教育部】

73ページから76ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費については、児童手当等の支給、子育て世帯への特別給付金のほか、いこまこども園園庭整備工事、小規模保育所等に対する施設整備助成、私立保育所等保育に対する処遇改善補助、私立保育所等の健全な運営に対する支援や私立保育所等における給食材料経費高騰に対する措置等に要した経費です。

なお、節18負担金補助及び交付金で9273万円余りの不用額が生じているのは、公募していた小規模保育所等の運営事業者が決定しなかったことや、保育士処遇改善給付金の対象者が少なかったこと、私立保育所への運営費補助におい

て、当初見込みより園児数が少なかったこと等によるものです。

次に、76ページから77ページの目2児童保育費については、私立保育所25園で1907人、及び生駒市外へ委託している保育所等12園で15人、合計1922人に対する施設型給付費です。

なお、節18負担金補助及び交付金で4671万円余りの不用額が生じているのは、私立保育所に支弁する施設型給付費において、園児数が当初見込みより少なかったこと等によるものです。

次に、77ページから78ページの目3保育所費については、公立保育所4園、643人の運営及び維持管理に要した経費で、午睡用簡易ベッド導入や公立保育所等における給食材料経費高騰に対する措置等に要した経費です。

次に、78ページから79ページの目4母子父子福祉費については、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、485世帯に対する児童扶養手当の支給に要した経費等です。

なお、節19扶助費で2102万円余りの不用額が生じているのは、児童扶養手当について、当初見込みよりも受給対象者が少なかったことなどによるものです。

次に、79ページから80ページの目6学童保育費については、留守家庭児童の放課後における健全育成を図るため、児童育成クラブ27クラブや、民間学童保育所7クラブに対する運営費補助、及び低所得の学童保育保護者に対する保育料助成に要した経費です。

なお、節18負担金補助及び交付金で2019万円余りの不用額が生じているのは、民間学童保育所への助成について、当初予定より減額になったこと伴う執行残です。

次に、115ページから117ページの款8教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費については、教育委員や事務局職員、学校司書、外国語活動を支援する地域人材や外国語指導助手等の配置に必要な人件費をはじめ、教師の負担軽減を図るためスクールサポートスタッフの配置や、自校式通級指導教室の実施、学校給食費管理システムの導入及び保守管理等に要した経費です。

次に、117ページから118ページの目2心の教育活動事業費については、いじめや不登校等の諸問題に対応するためのスクールカウンセラーなどの配置、教育支援施設の管理・運営等に要した経費、及び放課後子ども教室推進事業に係る経費で、市内小学校9校において本事業を開催した団体に、講師謝礼を支出した経費等です。

次に、119ページの目3生駒南小学校・中学校整備事業費については、生駒南小学校・中学校の整備にかかる基本構想の策定や耐力度調査等に要した経費です。

節12委託料において1661万円余りの不用額が生じていますが、分筆登記及び境界確定等業務における入札差額によるものです。

次に、119ページから120ページの項2小学校費、目1学校管理費については、小学校12校の管理・運営に要した経費で、主なものとしては、小学校1

年生を対象とした市独自の少人数学級編制や地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進める「学校創造推進事業」の実施、及び奈良県が設置したGIGAスクール運営支援センターを活用するための整備負担金に要した経費です。

次に、120ページの目2教育振興費については、小学校で使用する教材や備品の購入、及び経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対して、新入学学用品費、給食費、医療費等の就学援助に要した経費等です。

なお、節19扶助費で1085万円余りの不用額が生じているのは、3学期の給食費無償化に伴い就学援助費が当初見込みより少なかったことによるものです。

次に、121ページの項3中学校費、目1学校管理費については、中学校8校の管理・運営に要した経費で、主なものとしては、小学校と同様に地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進める「学校創造推進事業」の実施、及び奈良県が設置したGIGAスクール運営支援センターを活用するための負担金に要した経費です。

次に、122ページの子2教育振興費については、中学校で使用する教材や備品の購入のほか、経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対して、新入学学用品費、給食費、医療費等の就学援助に要した経費です。

次に、122ページから123ページの子3中学校施設整備費については、中学校の整備として、上中学校校舎長寿命化改修に係る耐力度調査及び基本設計に要した経費です。

次に、123ページから124ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費については、幼稚園の適正な運営と幼児教育の充実を図るため、公立幼稚園8園の管理運営費や、私立幼稚園の保育料負担金に係る経費、また、市立幼稚園の預かり保育の保育時間の延長や認定こども園生駒幼稚園において午睡用簡易ベッド導入に要した経費が主なものです。

なお、節18負担金補助及び交付金で2221万円余りの不用額が生じているのは、私立幼稚園保育料に係る負担金の給付について、給付対象人数が、当初見込みより下回ったこと等によるものです。

次に、130ページから131ページの項5社会教育費、目4人権教育推進費のうち、教育部所管は、教職員の人権教育に係る経費で、事務用の消耗品費及び、冊子の印刷製本費、研究大会等への参加費です。

次に、133ページから135ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費のうち、教育部所管分は、学校保健経費で、児童・生徒・幼稚園児並びに教職員の健康診断などに要した経費です。

次に、135ページから136ページの2学校給食センター運営費については、学校給食センターの運営及び施設・設備の維持管理をはじめ、生駒市立学校給食センターにおける調理場内の床改修工事及びPFI事業による生駒北学校給食センターの整備運営に要した経費です。

なお、節14の工事請負費で2096万円余りの不用額が生じているのは、工事内容の見直し等により、一部の工事を翌年度に行うこととなったためです。

最後に、136ページの子3学校給食材料費については、給食の材料に係る経

費で、食材の安全性に配慮し新鮮でかつ栄養豊富な材料を選定し、安心・安全でおいしい学校給食の実施に要した経費です。

【生涯学習部】

124ページから126ページの款8教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費については、社会教育、生涯学習の推進等に要した経費です。主な事業としては、社会教育委員会議の運営や生涯学習推進体制を整備するための関係団体への支援のほか、「i s c h o o l」において主に働き盛り世代を対象とした多様な講座等の実施とともに、市民が1日限りの先生となって、市民へ学びを提供し合う「IKOMAサマーセミナー」の開催、高齢者を対象とした学びの場「いこま寿大学」の運営を行いました。

次に、126ページから127ページの目2社会教育施設費については、生涯学習施設および体育施設の整備や指定管理者による管理運営に要した経費です。主な整備事業としては、北コミュニティセンター空調設備更新工事設計業務、南コミュニティセンター駐車場整備事業に伴う用地購入、生駒セイセイビル照明LED化改修工事、井出山体育館非構造部材及び照明LED化工事を実施しました。

節12委託料において、5224万円余りの不用額が生じているのは、生涯学習施設6施設及び体育施設の光熱水費において、電気・ガスの使用量が予想を下回ったこと、北コミュニティセンター空調設備更新工事設計業務の入札による執行残が生じたこと、コミュニティセンター文化ホールの調光操作卓改修において、業者との金額交渉を重ねた結果、契約金額が予算額を下回ったことが主な理由です。

節14工事請負費において、1434万円余りの不用額が生じているのは、南コミュニティセンター外構改修工事及び生駒セイセイビル照明LED化改修工事、井出山体育館のバスケットゴール改修及び照明LED化工事等に伴う入札執行残が生じたことが主な理由です。

節16公有財産購入費において、1216万円の不用額が生じているのは、路線価を用いて土地価格を積算し予算化した後、鑑定評価により地権者と用地の金額交渉を重ねた結果、不用額が生じたためです。

次に、127ページから130ページの目3図書館費については、図書館5館の運営及び市史編さんに係る経費です。主な事業としては、子どもの読書活動の推進を図るため、「トライ！生駒子ども読書会議」において、外部講師を招き、関係者や市民とともに学ぶ機会を3回設けました。また、図書館本館の老朽化に伴うリニューアルの実施に向けて、市民とともにワークショップを開催し、これからの図書館についての意見交換を行いました。このほか、第9回となるビブリオバトル全国大会の開催、出張図書館等館外でのサービスを実施しました。

市史編さん事業においては、有山武兵衛文書のほか各分野の資料の調査や会議を実施し、収集した資料のうち重要なものを所収する史料集の編集を進めました。

また、各分野における調査研究の成果は、講演会・地域学習イベントの開催やニューズレターを発行するなどして情報発信を行いました。これらの資料整理、

翻刻等にあたってはボランティアの皆様のご協力が不可欠であり、「みんなでつくる生駒市史」の製作に向けて作業を進めました。

次に、131ページから132ページの目5青少年健全育成費については、二十歳のつどいの開催や、青少年健全育成活動事業等に要した経費です。本年1月の二十歳のつどいは、たけまるホールで開催し、1013人の参加がありました。

また、子ども・若者総合相談窓口「ユースネットいこま」では年間881件、実人数では81人の方に対して相談支援を行いました。

次に、132ページの目6文化振興費については、市民文化祭をはじめ、市民の創作・文化活動の発表に向けた事業の開催及び市内の文化芸術振興団体への支援を行いました。

また、「いこま吹奏楽の日」をはじめとした吹奏楽イベントや「市民みんなで創る音楽祭」を開催する等、市民との協創で多くの方に質の高い音楽に親しむ機会を提供するとともに地域の音楽文化の活性化を図りました。

次に、133ページの目7文化財保護費については、生駒の歴史・文化の普及、文化財の調査・保護や「生駒ふるさとミュージアム」の維持管理に係る経費です。

市内に有する貴重な指定文化財を保存するための補助金の交付を行ったほか、歴史・文化の普及として、小学6年生の児童を対象に、社会科副読本「いこま歴史読本」を配布しました。

ふるさとミュージアムにおいては、特別展示として、市内に残る奈良時代の須恵器窯跡からの出土品等を紹介した「生駒の古代須恵器窯展」や、鉄道開通以前の生駒の村々や産業について解説した「江戸時代から明治期の生駒」を開催するほか、歴史講座や講演会、小学校への出前授業などを通して、本市の歴史文化の発信に取り組みました。

次に、133ページから135ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費については、スポーツ推進審議会の運営や、スポーツ推進委員の活動及び市民を対象としたスポーツ振興に係る経費です。主な事業としては、第2期スポーツ推進計画の策定、学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動の推進、障がい者のスポーツ活動支援事業や、IKOMAマラソンチャンピオンシップ、いこまスポーツの日等の開催です。

最後に、136ページの目4体育施設費については、令和4年度からの繰り越し分の体育施設の整備に係る経費です。主な整備事業としては、むかいやま公園体育館人工芝張替工事、市民体育館等体育施設のトイレ洋式化改修工事を実施しました。

なお、この費目において、5258万円余りの不用額が生じていますが、これら複数の工事実施に伴う入札による執行残によるものです。

【上下水道部】

87ページから88ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境保全対策費のうち、浄化槽設置補助事業は、生活排水による、河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置者に対し、36基の設置補助

を行ったものです。

次に、111ページの款6土木費、項5下水道費、目1下水道費については、下水道事業の執行に伴い、特定財源の不足する額を、一般会計から下水道事業会計へ補助を行ったものです。

なお、不用額については、公共下水道管渠整備事業費等において不用額が生じたことによるものです。

議案第72号 令和5年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について
【決算書に基づき説明】

【都市整備部】

(141、142ページ)

この特別会計は、開発行為等について、指導要綱に基づき事業者からいただいた協力金及びその運用益を公共施設整備基金に積立てるものです。

まず、歳入ですが、款1財産収入は、基金の運用利子を19万3980円、款2寄附金は、公共施設整備寄附金が0円、歳入総額は19万3980円となりました。

この歳入総額を、歳出において、公共施設整備基金に積立てたものです。

議案第73号 令和5年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について
【決算書に基づき説明】

【福祉部】

(145～160ページ)

まず、歳入について、款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者から徴収した保険料となっています。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金については、それぞれ法定による負担割に応じた歳入となっています。

款7繰入金については、介護給付費や地域支援事業、職員給与費事務費等の一般会計からの繰入金、介護給付費負担金、地域支援事業費補助金の前年度概算交付分の返還のための介護給付費準備基金からの繰入金、及び歳入不足を補填するための介護給付費準備基金からの繰入金となっています。

歳入合計は、97億4543万6425円となっています。

次に、歳出について、款1総務費、項1総務管理費は、職員の人件費及び事務経費等に要した経費です。

項3介護認定審査会費については、要支援・要介護認定に関する調査や審査等に要する経費です。

款2保険給付費については、介護サービス受給者に対する保険給付等で、89億7305万2601円と前年度と比べ、約5億465万円、約5.96%の増加です。

また、6694万円余りの不要額が生じているのは、介護サービス等給付費のサービス利用が見込みより少なかったことなどによるものです。

款3地域支援事業費については、被保険者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合でも、できるだけ地域で自立した日常生活を送れるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の展開と、それらの活動を地域全体でサポートする環境の整備に要した経費です。

具体的には、脳の若返り教室や体操教室等の介護予防事業、75歳以上の高齢者への基本チェックリストの送付による生活機能の把握事業、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会の協議に要した経費、在宅医療・介護連携推進事業として、医療・介護関係者向けの相談窓口の運営、認知症対策としての、認知症地域支援推進員の配置・活動、生活支援体制整備として、生活支援コーディネーターの配置・活動に要した経費です。

なお、地域支援事業費については、3億8940万656円で前年度に比べ約1383万円、約3.7%増加しています。

また、項2包括的支援事業費において、1600万円余りの不用額が生じているのは、育児休暇等により、地域包括支援センターの職員が当初の見込み通り配置できなかったことなどによるものです。

款4基金積立金については、準備基金の運用利子や過年度の追加交付分を基金に積み立てたものとなります。

歳入・歳出総額は、共に97億4543万6425円となっています。

議案第74号 令和5年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第75号 令和5年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

【決算書に基づき説明】

(議案第74号 161～177ページ)

(議案第75号 179～184ページ)

【子育て健康部】

初めに、議案第74号令和5年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について説明します。

まず、歳入について、款1国民健康保険税は、保険者数の減少の影響もあり、前年と比べ減収となっていますが、収納率は前年度と同水準の現年度分で96.17%、滞納繰越分で12.42%となっています。

款3国庫支出金は、マイナンバー制度周知用印刷物に対する補助のみの収入でした。

款4県支出金の保険給付費等交付金については、主に市町村の医療給付に要した費用を交付する普通交付金と、市町村の財政状況などの事情に応じた財政の調整のために交付される特別交付金として交付されたものです。

款7繰入金については、国保の保険基盤安定事業、出産育児一時金の補填に加え、国保税における未就学児の均等割の減額や産前産後の減額に対する、一般会計からの繰入金と、歳入不足を補填するための基金からの繰入金です。

次に、歳出について、款1総務費は、人件費、事務費及び国保税の賦課徴収に係る費用等です。

総務費全体で、1701万円余りの不用額が生じているのは、委託料において、レセプト件数の減少により当初見込みより処理委託料が減少したことなどによるものです。

款2 保険給付費については、医療費のほか、出産育児一時金、葬祭費の給付等に係る経費です。

保険給付費全体で、10億5216万円余りの不用額が生じているのは、新型コロナウイルス感染症に係る影響が薄れる中、医療費が大きく伸びると見込んでいたものの、1人当たりの医療費の伸びが小さく、被保険者数の減もあり、見込みを下回ったものです。

款3 国民健康保険事業費納付金については、平成30年度から始まりました県単位化に合わせて本市から奈良県に支払う納付金です。納付金全体で2968万円余りの不用額が生じたのは、その他納付金に係る県からの請求が見込みを下回ったことによるものです。

款6 保健事業費については、特定健康診査・保健指導等の実施に係った経費です。保健事業費全体で3481万円余りの不用額が生じた主な原因は、特定健康診査にかかる自己負担額の無料化による受診率の増による支出額の増加を見込んでいましたが、受診率が見込みほど伸びなかったことによるものです。

最後に、歳入総額108億1019万1110円に対して、歳出総額108億1019万1110円で、歳入歳出額が同額となっています。

続いて、議案第75号令和5年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算について説明します。

まず、歳入について、款1 後期高齢者医療保険料の収入については、令和5年度の収納率は99.3%で、前年度と同じ率となっています。

款3 繰入金については、一般会計からの事務費及び保険基盤安定に対する繰入金で、款4 繰越金は、令和4年度収入分の保険料の一部を令和5年度に繰越したものです。

次に、歳出について、款1 総務費については、後期高齢者医療事務に係る職員給与費や事務費、コンビニ収納などの保険料徴収に係る経費です。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合に支払う、保険料、基盤安定負担金、その他経費の負担金です。

不用額が2億3284万円余り生じているのは、被保険者数が大きく伸びることにより納付額算定の基準となる保険料収入や経費が増加を見込んで、広域連合への納付金額を予算要求しましたが、実際の納付額が見込みを下回ったためです。

なお、執行率は91.6%となっています。

最後に、歳入総額25億8430万8223円に対して、歳出総額25億7575万8523円で、歳入歳出差引額854万9700円となっています。

この歳入歳出差引額については、昨年度と同様、繰越金として令和6年度に振替えています。

議案第76号

令和5年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

【水道事業会計決算書に基づき説明】

議案第77号

令和5年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

【下水道事業会計決算書に基づき説明】

【上下水道部】

初めに、議案第76号令和5年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明します。

令和5年度生駒市水道事業報告書の1.概況です。

(1)総括事項として、令和5年度は、災害発生による配水場からの流出時の応急対策として、飲料水を確保するために真弓配水場と狭戸配水場に緊急遮断弁及び応急給水設備を設置しました。また、継続して老朽水道管の更新を進めるとともに、衛星画像を用いたAI解析による漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修繕を行いました。さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う応急給水活動及び応急復旧活動への職員派遣を行いました。

続いて、ア 業務概要です。

令和5年度末、給水人口は11万6819人、年間有収水量は1147万6869立方メートル、有収率は97.1%となりました。

次に、イ 建設改良工事です。

老朽水道管の布設替をはじめ下水道工事や道路改良に伴う水道管の移設等により、7.5kmの管路を更新するなど水道施設の改良に取り組み、目標値を達成しました。なお、建設改良工事の概要については、4ページから5ページに記載しています。

次に、ウ 経営状況です。

令和5年度については、令和4年度に実施した水道料金の減免を実施しなかったこと等により営業収益が前年度に比べて増加し、令和4年度に高騰した動力費が減少したこと等により営業費用が減少したため、営業損失が減少しました。これに対し、水道料金の減免に係る一般会計補助金が無いこと等により営業外収益が減少し、営業外費用を差し引いた経常利益は前年度に比べて減少したものの、この経常利益に特別利益を加え、特別損失を計上した結果、当年度純利益は約7239万円となりました。

今後も、水需要の減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増大が予想されるため、より一層、効率的な業務運営とサービスの向上を図り、清浄で低廉な水道水の安定供給と災害に強い水道施設の構築に努めます。

次に、(2)経営指標に関する事項です。

経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っています。料金水準の妥当性を示す料金回収率についても、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っています。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度から上昇しており、管路の老朽化が進んでいます。

当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度から上昇しており、今後も計画的な施設更新を行います。

次に、3.業務です。

(1)業務量に関する事項の主なものとして、年度末給水人口は、前年度に比べて減少していますが、年度末給水戸数は、前年度に比べて増加しています。年間総配水量、県営水道受水量、年間有収水量は、給水人口の減少に伴い、前年度に比べて減少しています。有収率については、微減となっています。

次に、1立方メートルあたりの供給単価及び給水原価です。

供給単価は194円31銭、給水原価は189円27銭で、供給単価と給水原価の販売差益は、5円4銭となっています。なお、給水原価については、有収水量の減少に伴い上昇しています。

8ページには(2)事業収益・事業費に関する事項について、9ページには(3)給水原価構成について、10ページから11ページには4.会計において、(1)重要契約の要旨等について記載しています。

以上が、事業報告書の説明です。

続いて、決算書類について説明します。

令和5年度生駒市水道事業決算報告書です。

(1)収益的収入及び支出の収入において、第1款事業収益については、予算額に比べて、2573万7570円上回っています。

次に、支出において、第1款事業費の不用額は1億4289万2931円となっています。この不用額の主なものとしては、第1項営業費用の原水及び浄水費で、電気料金高騰の緩和による動力費の減少、第4項予備費で、充当がなかったこと等によるものです。

次に、(1)資本的収入及び支出の収入において、第1款資本的収入については、予算額に比べて、1009万4500円の減となっています。この減の主なものとしては、第2項納付金で、下水道工事に伴う水道管の移設工事を翌年度に繰越したこと等によるものです。

次に、支出において、第1款資本的支出の、翌年度繰越額を差し引いた不用額は、4491万8769円となっています。この不用額の主なものとしては、第1項、建設改良費の工事請負費等で、落札差額が生じたこと、第3項の予備費で、充当がなかったこと等によるものです。

続いて、令和5年度生駒市水道事業損益計算書です。

1.営業収益から、2.営業費用を差し引いた営業損失は、2億5026万1863円、この営業損失に、3.営業外収益を加え、4.営業外費用を差し引いた経常利益は、9365万8091円、この経常利益に、5.特別利益を加え、6.特別損失を差し引いた結果、当年度純利益は7238万9679円となっています。

この当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度未処分利益剰余

金は、7億6291万2526円となりました。

次に、令和5年度生駒市水道事業剰余金処分計算書（案）です。

剰余金の処分については、議会の議決を経て行うものです。

資本剰余金の内、非償却資産の譲渡に対応して減額すべき額を未処分利益剰余金に振り替えるものです。

なお、非償却資産の譲渡については、県域水道一体化に向けた固定資産の整理として、水道事業の用に供していない土地を、公共用として一般会計へ譲渡したものです。

続いて、令和5年度生駒市水道事業剰余金計算書は、令和5年度中における資本金及び剰余金の増減を表しています。

続いて、令和5年度生駒市水道事業貸借対照表です。

まず、資産の部です。1.固定資産と2.流動資産を合わせた資産合計は、22億9947万2046円です。

次に、負債の部です。3.流動負債、4.繰延収益を合わせた負債合計は、68億7066万7358円です。

次に、資本の部です。5.資本金、6.剰余金を合わせた資本合計は、153億2880万4688円となり、負債資本合計は、資産合計と同額の22億9947万2046円となります。

続いて、令和5年度生駒市水道事業キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、事業年度における資金の流れを示したもので、1業務活動では、5億7879万2581円の増加、2投資活動では、8億1331万6708円の減少、3財務活動については、企業債等の借り入れがなかったことから、0円となっています。

以上のことから、令和5年度における資金増減額は、2億3452万4127円の減少となり、資金期末残高は、34億2053万5647円となりました。

28ページから31ページの「2.令和5年度生駒市水道事業会計収益費用明細書」は、損益計算書の内訳です。

32ページから33ページの「固定資産明細書」は、貸借対照表の固定資産の内訳です。

次に、議案第77号令和5年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明します。

令和5年度生駒市下水道事業報告書の1.概況です。

(1)総括事項として、令和5年度は流域関連及び単独公共下水道竜田川処理区において管渠整備工事を実施するとともに、老朽化が進行する下水道施設の計画的な更新を実施するため、令和4年度に引き続きストックマネジメント計画策定に取り組みました。また、老朽化した管渠等の維持管理を行い施設の安全性の向上を図るとともに、山田川浄化センター、竜田川浄化センターや各中継ポンプ場において、各施設の設備機器の点検及び修繕を実施し、適正な汚水処理を行いました。

続いて、ア 業務概要です。

令和5年度末の供用開始区域内人口は8万5285人で、下水道普及率は、前年度に比べて0.4ポイントアップの73.0%となりました。

次に、イ 建設改良工事です。

流域関連及び単独公共下水道竜田川処理区において管渠整備工事を行い、管渠延長1486mを施工し、面積3.9haの整備を行いました。なお、建設改良工事の概要については、5ページから6ページに記載しています。

続いて、ウ 経営状況です。

営業収益は、約8億9626万円に対して、営業費用は、約21億64万円で、下水道事業本来の収支である営業収支は約12億438万円の営業損失となり、前年度より改善したものの多額の損失を計上しています。営業損失に、営業外収益を加え、営業外費用を差引いた経常利益は、約4億4625万円となりました。経常利益に特別利益と特別損失を合わせた当年度純利益は約4億4665万円となりました。

次に、(2) 経営指標に関する事項です。

令和5年度決算について、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率については、73.06%であり、類似団体平均値の95.7%と比べても大幅に低く、一般会計補助金に依存している経営状況です。使用料収入に対する企業債残高の割合を示し、企業債残高の規模を表す企業債残高対事業規模比率は、企業債残高が減少したことから、599.82%となり、公共下水道への接続率を示す水洗化率は90.88%となっています。また、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管路老朽化率は、3.11%となりました。

続いて、3.業務です。

(1) 業務量に関する事項の主なものとして、令和5年度末の供用開始区域面積は、1257.65haで、前年度と比較して、5.24ha増加しています。

次に、供用開始区域内人口は、8万5285人と前年度と比較して、113人減少しています。

次に、水洗化済人口は、7万7511人と、前年度と比較して、142人減少しています。

7ページから8ページには、(2)事業収益・事業費に関する事項について、9ページには、4.会計において、(1)重要契約の要旨及び(2)企業債及び一時借入金の概況を記載しています。

以上が、事業報告書の説明です。

続いて、決算書類について説明します。

1. 令和5年度生駒市下水道事業決算報告書です。

まず、(1) 収益的収入及び支出の収入における、第1款事業収益については、予算額に比べ、9240万4093円下回っています。この減少については、主に、第2項営業外収益で、一般会計補助金が減少したことによるものです。

次に、支出について、第1款事業費の不用額は、9104万2482円となっています。この不用額の主なものについては、第1項営業費用で、電気料金高騰の緩和による動力費の減少や入札執行による落札差額などによるものです。

続いて、(2)資本的収入及び支出の収入における、第1款資本的収入については、当初予算額に建設改良繰越工事の財源充当額を合計しました予算額合計に比べ、1億6313万6353円の減となりました。この減の主なものとしては、事業の一部が翌年度に繰越しになったことにより、第1項の企業債及び第2項の補助金が減少したことによるものです。

次に、支出において、第1款資本的支出から翌年度への繰越額を差し引いた不用額は、8763万4561円となりました。この不用額の主なものは、建設改良費における工事請負費、人件費、流域下水道建設負担金の減少等によるものです。

続いて、2.令和5年度生駒市下水道事業損益計算書です。

1.営業収益から、2.営業費用を差し引いた営業損失は12億437万7615円。この営業損失に3.営業外収益を加え、4.営業外費用を差し引いた経常利益は、4億4624万9781円。この経常利益に5.特別利益を加え、6.特別損失を差し引いた結果、当年度純利益は、4億4664万9158円となりました。

この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度末未処分利益剰余金は、9億1758万8798円となりました。

次に、3.令和5年度生駒市下水道事業剰余金処分計算書(案)です。

剰余金の処分については、議会の議決を経て行うものです。令和5年度末未処分利益である剰余金9億1758万8798円のうち、資本的収支における不足額を補填するため、4億5215万808円を減債積立金の積み立てとして処分するとともに、資本的収支の補填財源として使用するため、減債積立金を取り崩し、元の未処分利益剰余金に振替えるものです。

また、令和4年度の剰余金処分計算書により、減債積立金として処分し、資本的収支の補填財源として使用した4億5963万5042円を資本金へ組み入れる処分案です。なお、処分後の繰越利益剰余金については、4億5795万3756円です。

次に、4.令和5年度生駒市下水道事業剰余金計算書は、令和5年度中における、資本金及び剰余金の増減を表しています。

続いて、5.令和5年度生駒市下水道事業貸借対照表です。

はじめに、資産の部です。

1.固定資産、2.流動資産を合わせた資産合計は、313億5799万4382円です。

次に、負債の部です。

3.固定負債、4.流動負債、5.繰延収益を合わせた負債合計は、247億3562万906円です。

次に、資本の部です。

6. 資本金と7. 剰余金を合わせた資本合計は、66億2237万3476円となり、負債・資本合計は、資産合計と同額の313億5799万4382円です。

次に、Ⅲ決算附属書類の1. 令和5年度生駒市下水道事業キャッシュ・フロー計算書です。

このキャッシュ・フロー計算書は、事業年度における資金の流れを表示したもので、1業務活動では、9億4058万9453円の増加、2投資活動では、1億2329万4761円の減少、3財務活動では、6億5687万6314円の減少となりました。以上により、令和5年度における資金の増減額は、未払金の増加により1億6041万8378円となり、資金期末残高は、2億4764万9722円となっています。

次に、2. 収益費用明細書は、損益計算書の内訳です。

次に、3. 固定資産明細書は、貸借対照表の固定資産の内訳です。

最後に、4. 企業債明細書です。

議案第78号 令和5年度生駒市病院事業会計決算の認定について

【病院事業会計決算書に基づき説明】

【子育て健康部】

令和5年度生駒市病院事業報告書です。

1 概況 (1) 総括事項として、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に対する取組として、5月8日以降の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された後も、奈良県との調整、要請を受けて必要とされる病床を確保し、入院患者の受入を行いました。

また、令和5年度生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書に基づき、指定管理者負担金として、2億6630万9004円を収入しています。

次に、ア業務概要及びイ収益的収支については、後ほど説明します。

エ新型コロナウイルス感染症に係る補助金については、全額、指定管理者に交付金として支出しています。

次に、(2) 経営指標に関する事項について、経常収支比率は、112.21%と、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

累積欠損金比率は、919.30%と高い比率となっていますが、指定管理者負担金を収入した令和元年度以降、数値は改善しています。

病床利用率は、入院患者の増加により前年度比11.12ポイント増加の68.01%となっています。

有形固定資産減価償却率は、39.42%と、毎年度、減価償却費の計上により増加しています。

(3) 議会議決等事項から(5) 職員に関する事項については記載の通りです。

2業務の(1) 業務量、ア許可病床数は、一般病床210床、イ診療科目は、令和5年4月からリウマチ科を追加標榜したことにより17診療科となりました。

ウ入院及び外来の状況では、入院患者数は1日平均142.8人、外来患者数は1日平均282.5人となっています。

次に、(2) 事業収益・事業費に関する事項です。

ア事業収益、イ事業費の区分ごとの構成比率及び増減率を表に示しています。

3会計の(1) 企業債、長期借入金及び一時借入金の概要です。

ア企業債の本年度末残高が7億2940万円7630円、イ長期借入金の本年度末残高が39億4953万3048円となっています。

続いて、Ⅱ決算書類です。

1 令和5年度生駒市病院事業決算報告書については、予算額と対比できるよう、税込み金額を記載しています。

(1) 収益的収入及び支出です。

まず、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益については、市立病院の文書等交付手数料、救急告示病院等に係る一般会計負担金等です。

次に、第2項医業外収益については、新型コロナウイルス感染症に係る一般会計補助金、病床割等に係る一般会計負担金、指定管理者負担金及び長期前受金戻入等です。

次に、第3項特別利益については、ワクチン個別接種促進支援金等となります。

続いて、支出の第1款病院事業費、第1項医業費用については、病院用地の賃借料及び新型コロナウイルス感染症等に係る市立病院への交付金等の経費、市立病院の建物及び建物附属設備等に係る減価償却費等です。

次に、第2項医業外費用については、企業債等の支払利息等です。

次に、第3項特別損失については、特別利益として収入した補助金を市立病院へ交付金として支出したものの等です。

続いて、(2) 資本的収入及び支出です。

収入の第1款資本的収入、第1項負担金交付金については、地方公営企業繰出基準に基づき企業債の元金償還について繰り出されたもので、第2項他会計からの長期借入金については、生駒市減債基金を取り崩したうえで、一般会計から借り入れたものです。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項企業債償還金については、病院建設に係る企業債の元金償還金です。

2 令和5年度生駒市病院事業損益計算書です。

なお、この書類以降は、企業の実質的な経営成績や財政状態を明らかにするため、税抜きで表示しています。

1 医業収益と2 医業費用を差引した医業損失は5億9197万629円、医業損失から3 医業外収益、4 医業外費用を差引した経常利益は8328万8422円となり、この経常利益から、5 特別収益と6 特別損失を差し引きした当年度純利益は、8319万5902円となります。

当年度純利益から前年度繰越欠損金を減じた当年度未処理欠損金は7億5457万4344円となります。

15 ページには3 欠損金計算書、4 欠損金処理計算書を記載しています。

次に、5 令和 5 年度生駒市病院事業貸借対照表です。

まず、資産の部について、1 固定資産と 2 流動資産を合わせた資産合計は、5 2 億 8 2 5 3 万 2 1 4 1 円です。

次に、負債の部について、3 固定負債、4 流動負債、5 繰延収益を合わせた負債合計は、5 8 億 3 7 1 0 万 6 4 8 5 円です。

最後に、資本の部 6 資本金と 7 剰余金を合わせた資本合計は、マイナス 5 億 5 4 5 7 万 4 3 4 4 円となり、負債・資本合計は資産合計と同額の 5 2 億 8 2 5 3 万 2 1 4 1 円となります。

1 8 ページから 1 9 ページには注記、2 1 ページから 2 7 ページにはⅢ決算附属書類、2 9 ページにはⅣ公営企業の経営の健全化について記載しています。

なお、資金不足比率については、令和 5 年度決算に基づく生駒市資金不足比率に関する資料となります。